

326
211



始



326
211

地方行政資料 第十三輯

內務省地方局

326-241



政
資
料

第十三輯

內務省地方局

大正
8. 12. 10
寄贈

寄贈本

緒言

一、本資料は今回の大戦中、歐米各國に現はれたる行政上の
新意見、新事實を紹介して當事者の參考に供するを以て
目的とし刊行既に十二輯に及べり。而して今や戦亂終
りを告げて平和の曙光を仰ぐに至れりと雖も、然かも世
界百般の事象は將さに根本的に一變せんとするの形勢
を呈し、各種の問題簇出して爲政者の頭腦を刺戟するこ
と内外共に未だ曾て有らざる所なり。乃ち本資料は茲
に題名を改むると共に、向後列強の平和的施設を紹介し、

併せて世界思潮の趨く所を察して其梗概を傳へんことを努むべし。

一、本輯收むる所は事項や、雜駁に流るゝの嫌なきにあらずれども、之を仔細に閲讀して其精神を玩味するときは二編十二章各得る所なくんばあらず。唯國狀を異にし民情を同ふせざるを以て、取捨選擇其宜きを得しむべきは固より言を俟たざるなり。

大正八年十一月

内務省地方局

地方行政資料 第十三輯

目次

第一編

第一章 佛國に於ける救濟關係の諸問題……………一頁

第一節 疾病者……………二

A 未來の母たるべき女子の教育に對する施設……………二

B 分娩前の母の保護……………三

C 出生……………四

D 初生兒の保護……………九

E 學校……………一三

目次

	目次	
	F	少年……………一四
	G	青年……………一五
	H	外國人……………二六
		多數の家族……………二七
	第二節	廢疾者教育……………三二
	第三節	廢疾者の職業及家事教育……………三五
	第四節	初等教育……………三五
	A	少年……………三六
	B	青年……………三八
	C	老齡者……………三九
		失業者……………四六
	第六節	労働拒絶者及浮浪人……………五一
	第七節	貧困の他の諸原因……………五三
	第八節	

	目次	
		第九節 私营公營兩救濟業の協同……………五六
		第十節 救済に代るべき豫防に就きての一般的説明……………六一
	第二章	失業救済……………六七
	第三章	失業資金……………六九
	第四章	失業資金に依る救済……………七一
	第五章	國民戰傷者局、縣及地方委員會に關する労働大臣の訓令……………七三
	第六章	戰傷者の職業再教育及中央戰傷者局に關する法律……………七九
	第七章	戰後の慈善事業……………九〇
	第八章	物價騰貴對應策……………九九
	目次	三

第九章 一九一九年一月二十七日の市町

村會……………一〇四

第二編

第一章 農村の社會事業……………一〇八

第二章 農村に於ける婦人の事業及農業の改

造に於ける婦人の位置……………一一九

第三章 農村生活に對する新見解……………一三七

目次終

地方行政資料 第十三輯

第一編

第一章 佛國に於ける救濟關係の諸問題

ロンドン萬國救濟大會中佛國に關する特別報告

巴里救濟會議常務書記官

ジョルジュ・ロンドル氏

萬國救濟問題研究會記錄係

シャルル・フルシエブ夫人

緒言

茲に述べんとする特別報告は、敢て學理的問題を攻究せんとするにあらずして、寧ろ佛國に於ける各種の規定及其の實際狀態を羅列して、廣く世界に參



考資料を供給せんとするにありとす。

第一節 疾病者

A 未來の母たるべき女子の教育に對する施設

兒童死亡率の増加に基く人口減少の脅威を避けんが爲に、茲に數年來特に著しく活躍し來れる一運動は、上院議員ポール・ストラウス氏を首領とする『嬰兒死亡防止同盟會』なる社會的團體の簇生を促し、又嬰兒死亡防止に關する各縣の行政的施設を盛ならしむるに至れり。

母に對する特別教育は、養兒相談所中に於て施しつゝあり。貧者の母は、此處に於て兒童養育法の教示を受くべく、此の事業に對して好意的の助力を惜まざる上流の夫人令嬢は、先づ自己が擴めんとする使命の對象たる兒童衛生の諸原則に習熟せんことを努む。而して幼兒養育に關する概念の普及は、一の専門的教育をなすものなるが故に、教授は醫師を以て之に充て、聽講者は主

嬰兒死亡防止同盟會

養兒相談所

妊婦無料相談所

妊婦には
休暇を
與へ
給す
日常を

として看護婦又は教師を志望する婦人なりとす。近來は小學校及寄宿學校に於て教授する家政學の綱目中にも、幼稚者教育の一部を包含せしむるを常とするに至れり。

其の他大都會に於ては、妊婦に對し相談所の設ありて、雷に難産の場合に於ける特別の指示を與ふるのみならず、通常の産婦に向ひても亦教ふるところあり。是等の無料相談所は、公共救済所監察官看護委員、妊婦に關する法律を執行する行政官、母性共濟會等によりて組織せらるゝものとす。

B 分娩前の母の保護

一九一三年六月十七日及七月三十日の法律は、分娩前の母に對して四週間の休息を取らしめ、從來俸給を受けつゝありし婦人に對しては、醫師の證明を待つて一定の日常を支給することを規定せり。而して此の法律の利益を勞働者階級の無給婦人にも及ぼすべきか否かは問題の存する處なり。

大都市に於ては、既に以前より妊婦に對し其の推定出産日より數日以前母

性看護の事業を開始し、殊に私立の慈善團體は貧究なる婦人に對して、分娩日前の看護をなすに努む。これがため保護授産場は、ベケド・ヂエヌ夫人が巴里に設けたるものを嚆矢として、其の後各所に簇生せり。該婦人の設備は、其の活動範圍を巴里以外に迄擴張し、各縣に於ける同種事業殊に里昂人の經營せる「ラサマリテーン」の範圍をなせるものなり。

一九一〇年三月十五日の法律は、妊娠せる女教師には二箇月の特別休暇を與ふべきことを、又一九〇九年十一月二十七日の法律は、他人の爲に服務する婦人に對し、分娩の前後各八週間の休息を與ふべきことを規定せり。而して此の中斷を以て、労働契約破毀の原因とする時は、雇主は一九一三年六月十七日の法律規定に依り、損害賠償の責を負ふべきものとせり。

C 出生

公共救済監察官の進言を容れ、内務省は其の例規に於て、施療の見地より妊娠の終期を疾病と同一視せり。されば分娩期の切迫せる婦人は、一八五一年

妊娠は疾病の終期として、施療を受けしむるを得し

公開産婦院及秘密産婦院

八月七日法律第一條の適用の下に病院に入るの許可を得。而して本條規は漸次其の適用範圍を擴大して、妊娠の最後の數週日にある婦人にも亦入院の許可を與ふ。一八九三年七月十五日の施療に關する法律は、其の第一條に於て、妊娠は之を疾病者と認むることを規定せり。故に妊娠は貧困なると、又は單に必要な藥品用具の補給を受くべき權利を有す。若し居所に於て、十分なる必要なる藥品用具の補給を受くべき權利を有す。若し居所に於て、十分なる注意を得べからざる時は、所謂産婦院又は妊娠預り所に入院するを得べし。藥劑院の規則には醫師が母體及出生兒に對し、最早危険の恐なきを認むる迄入院せしむべきことを定めたり。

産婦院には「公開産婦院」及「秘密産婦院」の兩種ありて、前者は妊娠の居所に關せず自由に入院せしむる公立分娩保護所なり。

住居附近の病院以外に於て、所謂疾病者として入院の上分娩し得るは、婦人に取りて頗る利益なるべし。公開産婦院は、入院の普通手續を除去して、秘密

嚴守を計れるが、更に一層其の活動の能率を増加せしめんが爲に、官憲は入院者の居所の調査を縣に留めて、市町村には及ぼさざることとせり。

妊婦の
秘密は
十分に
保護せ
らる

秘密産婦院への入院者は、自己の氏名、日常状態を隠匿するを得。即ち院長に自己の身分證明書を、封書にて交附するに留まるものにして、該書は死亡の場合以外、開封せられざるべく、退院の際には原封のままにて返還せらるべし。

一層分娩期の切迫せる婦人を收容する授産産婦院に於ては、細心なる注意を拂ひて妊婦の秘密を守る策を講ぜり。ベケド・并エヌ夫人の事業に於ては、入院者各自の床に花名を附して其の氏名に代へ、院外との通信にも之を使用せしむ。又或産婦院に於ては、院長が妊婦に鋼製の指環を與へて、結婚指環を有する既婚婦人と避けしむるを見たり。

産婆に
對する
監督

分娩の家屋につきての監督は、先づ醫務執行に關する一八九二年十一月三十日の法律によりて保證せらる。分娩の看護をなす醫師又は産婆は、成規の免狀を所持せざるべからず。妊婦預りをなす産婆は、宿屋營業者として警察

の監督を受く。巴里に於ては、普通醫は産婆の家に出張して出生を検證す。

殊に出生後拋棄の恐ある場合に於て然りとす。避妊を防ぎ兒童殺害を防ぐを目的とする處罰規定は、勿論必要なりとす。墮胎補助者は共犯者と認む。

一九一三年六月十七日の法律は、其の附加規定として商工兩界に於て、分娩後四週以内の婦人には從業を禁じ、又有給婦人に支給すべき手當につきては、同年七月三十日の法律に於て、各市町村毎に地方官憲の制定すべき該日當の最大限日に一法五十仙及最小限日に五十仙を規定し、母性が自身にて兒童を乳養する場合には、分娩後日々五十仙の強制増給をなすべき旨を定めたり。

是等の經費は、市町村、縣及國家の補助金より仰ぐ。被救濟者が救濟の條件たる休息を有効に遵守するか、自己及出生兒に對し必要なる衛生的注意を取りしか、否かを實地檢證する監督を定む。此の監督は主として、市町村救護課の命じたる女子視察員に依りて施行せらる。

縣は必要なる場合には、慈善局の任意補助によりて、是等に關する事務を遂

行すること、せり。然れども實際に於ては、法律の力を借りて私人經營の事業、殊に母性共濟會に結合せり。是等の會は團體と被救濟者との間の仲介をなすものにして、救濟事業たると同時に豫防事業たり。その活動は、所謂成規休息手當の支給に留まらずして、全く救濟會の手に委ねられたる婦人に、成規外手當の支給をなすにあり。市町村は成規外手當に充當せしむるため、巴里相互救濟會豫算に多額の金員を計上せり。一九一四年度の經費は約千萬法の巨額に上れり。

兒童預り制度は、昔時佛國に於ける兒童救濟事業の根本をなすものなりしが現時は尙幾多の賛成者あるに拘はらず學術的見地より廢止せられ、其の代用物として、公開事務所なる有利の機關の發生を見たり。本制度は従前より巴里に存在したるものなるが、一九〇四年の法律によりて世に弘まるに至れり。

各縣には兒童拋棄の意思ある母性が何時にても兒童を差出し得る場所を

兒童預り
制度は廢
止せらる

少くとも一箇所を設く。本事務所に於ては、兒童の利害に關する事以外、何等他の質疑を發することなく、事務員は接見せる婦人につきて、職業上の秘密を守るべし。母は七箇月未滿の兒童を拋棄する權利を有す。

拋棄せられたる兒童の年齢が七箇月以上に及ぶときは、公共救濟監察官の鑑定によりて許可を決すべく、此の場合監察官は又兒童の利害に關する事以外の質問を發するを得ず。

D 初生兒の保護

佛國に於ける初生兒の保護に關する事項は、一八七四年十二月二十三日の法律中に綜合せり。該法は起案者の名を冠して、ルウセル法といふ。テオッチール・ルウセルは、上院議員にして又國際保護協會々頭、諸會議の常任議員を兼ねる人なり。

ルウセル法の主張は、報酬を給付して兩親の居宅以外に置かるゝ二歳以下の兒童のすべてに對し、其の生命健康の保護を目的とする公憲監督を行はん

幼兒保護
に關する
ルウセル
法の要旨

とするにあり。此の監督の開始は、市長管理の特別帳簿に兒童の受託又は移轉を記載することより生ず。兩親及扶養受託者は、成るべく早く其の通告をなす義務あり。兒童の退居死亡の場合亦同じ。而して是等の各通告より輯集したる資料は、各市町村に移牒して、以て養育事業の目的物(兒)の現況を知らしむ。

各市町村に存在する保護機關は、少くとも二人の母性を含む地方委員より成るものとせり。

是等の委員は名譽職とし市長、書記及駐在巡查には、其の監督に對し少額の報酬を與ふ。

乳母が監察醫の診察を拒絶する時は罰金を課す。此の診察は毎日施行せらるゝを原則とし、各年末には其の報告書を作製す。醫師の職務範圍は、兒童の健康状態、發育程度、清潔に關する注意の監督に止まり、特に市長より要請せられたる場合の外、扶助方法に干渉すべからず。病兒の取扱は、兩親又は施療

乳母に對する監督

所の負擔に於て行はるゝなり。

公報によれば監督醫務の嚴正なる施行に關しては、佛國の各地を通じて十分なる點頗る多く、其の他種々の弊害の認むべきものありと雖も、事業全體としては有効なる成績を收め、初生兒の死亡率を著しく減少せしめ得たり。一例を擧ぐれば、管付吸入器の使用に極力反對せしかば、遂に一九一〇年四月六日の法律によりて其の禁止を見るに至りしが如し。

ルウセル法は、兒童扶養に携はる者に對して一の保證を要求せり。即ち兒童受託の能力は、市長及醫師によりて同時に保證せられざるべからず。乳母は自己の個人的健康及住所の適當なることを證明せざるべからず。或年齢に達すれば、診察の間隔を大にし得べけんも、出産後經過惡き兒童に對しては、頻々として診察をなす方良好なるが如し。法律は診察を規定すると共に、此の實行を養兒相談所の實務と結付くるを要す。後者の實務は、軌近著しく發展し來りたれば、其の事業の公私を問はず、大都會又は時に小市邑に於ける醫

托兒院

務監督を完全になし得るなるべし。

託兒院は市町村立たると私立たるとを問はず、公費の規定監督の下に在るものにして、兒童は少額の月謝を支拂ひて入院し得るものなり。

託兒院の濫觴は、佛國に於てはフキルマン・マルボウの設定せるものより出て、晝間兒童の寄託を受け、以て勞働婦人に便せんことを目的とせるものなり。

三歳未満の兒童保育所も同目的を有す。其の開始、活動共に亦公憲監督の下に置かる(一八九七年三月二日法令)。

工業托兒所

婦人の従事する勞作場附近に、所謂工業託兒所の設備あるを見たり。託兒院は自己の制度が不正に利用せられ、母としての義務を抛棄せしむるを避けざるべからず。何となれば、母としての乳養は、常に到る處に賞嘆の聲を聞くところなればなり。

母乳協會は慈愛協會及兒童保護會と共に、乳兒に關する各種の救済事業を行ふ。

嬰兒養育院か巴里附近に一營造物を有し、母乳の分配を條件として住宅なき母子の收容に努めつゝあることは、特に一言して置かざるべからず。

兒童救済事業中、ルウセル法に據る二年以上の醫務監督を、十三年の長期に延長せるものあり。此の普及を計るの要あるは勿論なりと雖も、從來の經驗によれば、常に所要經費の不十分なるを示すが如し。内務省豫算(一九一四年度七十萬法)中に計上せられたる主なる經常費は、特別委員に依りて、母性救済又は初生兒保護を目的とする各種事業に分配せらる。一九〇八年十二月二十六日の財政法に其の起源を有する此の經費は、特別協會、市町村立協會、縣立協會等千五百以上に分配せらる、而して其の最多數は私立事業に要するものなり。

E 學校

義務教育

小學教育は、一七九三年佛國に於ける義務教育として規定せられ、一八三三年規定全部の可決を見、一八五〇年其の一部を實現し、一八八二年三月二十八

學校生徒の健康診断

校外に於ける體育の獎勵

攻勢豫防

日及一八八六年十月三日の法律によりて完成せられたり。教育の課程は、衛生及家政の概念を基礎とする一般的の必要に適應して定めらる。就學兒童の健康に關しては、今日迄大都市に於ては、僅に校醫の診察ありしのみなるが、將來は大に擴張せられざるべからず。特に生徒の眼に關して、其の衛生、眼鏡の規定行はるべし。

校外に於ける體育の獎勵は、體操及射的普及會の活動に俟つ。『學校に於ける及學校に依りての衛生』の宣傳は、各人の等しく欲求する處にして、巴里に於てはモスニ博士の如き有力なる専門家によりて、『攻勢豫防』なる表現を喧傳せられ、野外教授の創設、中學生用運動場の整理等を見たり。地方都市に於ては、公共濯水浴、地方游泳場等を開放して、無料にて生徒を出入せしむ。
F 少年
兒童及未成年婦人の工場労働に關する一八九二年十一月二日の法令は、過勞保護の諸規定を有せり。

少年少女の労働に關する制度

酒精飲料の賣却の豫防

十三歳未満の兒童は、労働に従事するを得ず。

但し小學教育卒業の證明書ある者は、十二歳より従事し得。工場によりては、十六歳未満の青年に對し、身體能力の證明を求むる處あり。十八歳未満の男子及二十一歳未満の女子は、夜業勤務に従事するを得ず。

各工場に入場し得る労働監察及慈善宗教事業の視察員は、違反を究明し時に嚴重なる制裁を要求す。

一八七四年九月七日の法令は、野外労働に服務する兒童に對し、特別なる保護を制定し、一八七三年一月二十三日の法令は、小賣商人に對して、十六歳未満の者に酒精飲料の賣却を禁止せり。

私人經營の諸團體は、男女の青年が煙草を濫用し、又不道德を犯さざるやう其の豫防に努む。而して是は共同俱樂部又は學校の副事業たる、生徒又は青年救濟會の活動に俟つを最も有利なりとす。

G 青年

危険又は過度なる不健康の労働に對し、兩性殊に婦人の保護は、立法者の忘るべからざる處なるが之に關しては

- 一、工場に於ける労働時間の規定（一九〇八年九月九日制定）
（一九〇〇年三月廿日改正）
- 二、工場内の兒童、婦人に關する規定（一九〇〇年三月三十日改正）
（一九〇二年十一月二日制定）
- 三、倉庫、商店に於ける婦人労働に關する規定（一九〇〇年十二月）
（一九〇九年十二月）
- 四、労働日數に關する規定（一九〇八年九月九日制定）
（一九〇九年七月）
- 五、一週間の休暇の規定（一九〇六年七月）
（一九〇三年七月十二日制定）
- 六、工場に於ける労働者の衛生保安に關する規定（一九〇三年七月十一日制定）

の各主要なる法律を擧げざるべからず。
公衆衛生の保護を目的とする明文は、一九〇二年二月十五日の法令に在り。該法令は衛生行政の組織に關するものにして、其の活動の費用を補給し、處罰令を定め、同時に一般衛生手續と家屋に對する特別手續とを規定せり。

此の法令に依りて、各大都市は衛生所の設立を必要とす。衛生所は、政府に

呈出すべき表を作製し、流行病を公告し消毒を簡易にし、必要に應じては之を強制し、飲料水源の保護を計り、都市家屋の不潔を救済するに必要なる手續を設定す。

佛國衛生法は、此の他舊衛生警察法を含み、殊に大流行病に關して然りとす。本法は十分なる制裁を缺くが故に、非難の的となれども、強制する以前に先づ衛生規定を社會の風習に自然に滲入せしむるは、最も當を得たる事なるべし。幸にして斯く風習に滲入せしむる事は、日々各郡區市邑の衛生委員會委員の個人的宣傳によりて、漸次行はれつゝあり。縣衛生視察事務は、任意組織のものなれど、市町村衛生所の義務制度より一步進みたるものと謂はざるを得ず。傳染病殊に肺病の自發的申告は、大に輿論の賛同を得たるものなり。公衆衛生に關する法令の適用は勿論、人の出入多き場所の衛生監督住宅建築の監督にも及ぶ。然れども事實上是等の事務は、一箇所に集中し難きものなれば其の能率も各市町村を通じて一様なりとは謂ふを得ず。

酒精に對する戰鬪は、狹隘不良の住宅に對する戰鬪と相伴ふが故に、良成績を擧げ得ざるは衆知の事實なりとす。然れども狹隘なる住宅に對する戰鬪勝利は、負擔し得べき家賃にて、清潔なる家屋を、労働者の勞作場に近く、且つ其の家族が日用品を得るに容易なる地點に設けることによりて得らるべし。而して廉價なる建築は、廉價なる運輸と相關聯するが故に、之につきては更に述ぶる所あるべし。

労働者の住宅

労働者の住宅に關する法律としては、廉價住宅に關する一八九四年十一月三十日の法律（一八九六年三月三十一日及一九〇六年四月十二日の法律にて補足せらる）小所有地及廉價住宅に關する一九〇八年四月十日の法律、差押不可能なる財産設定に關する一九〇九年七月十二日の法律を擧げ得べし。財政上の餘裕を生ぜしめて、労働者住宅の建築資本獲得の便宜を計る是等の諸法は、利益に制限ある人道的性質を具備せる建築協會を多數に生ぜしめ、貧窮なる人々に廉價にて清潔なる住宅を附與せり。然りと雖も、狹隘不潔の住宅が

全く消滅すべきは尙前途遼遠の恨なき能はず蓋し經驗に徴するに、如上の新住宅を利用するは労働者に非ずして、中産階級の者殆ど全部を占むればなり。されば不潔なる區域に住居する不幸者殊に多數の家族を擁する者は、廉價住宅協會の家屋中に、自己の財囊に適當なる家屋を得んことは殆ど難しといはざるを得ず。

今日迄狹隘不潔の住宅に對する戰鬪及酒精に對する戰鬪は、確信ある人に依りて僅に組織的に行はれたるに過ぎざれど、此の問題は各種行政機關殊に市町村當事者の頭を悩ますこと最多し。市町村は法令を有効に施行せんとせば其の附則に尙多くの缺點あるを見るべし、法の精神の實現には、公衆の衛生を理由として、土地收用を許可し、人口多き市邑の衛生設備完成に缺くべからざる土地を、『公的利用』のため收用せしむべき法律案を可決せざるべからず。

從來、馬券に關する臨時税の收入は、市町村の上、下水道の建設、改良に與つて

公衆の衛生を理由として、土地收用を許可し、人口多き市邑の衛生設備完成に缺くべからざる土地を、『公的利用』のため收用せしむべき法律案を可決せざるべからず。

力あり。又内務省豫算中には、労働衛生に關する慈善又は救済制度及酒精反對事業に給與すべき補助費を計上せり。

私人經營のものは、個人的行爲なると一事業としての形式の下にあるとを問はず、有効なる努力を盡して良果を收め得たり。此の中には巴里人の事業たる「保護所」及組織的に肺病撲滅を計る協會を挙げ得べし。

是等の協會は巴里にのみ存在するにあらず、モンテリアール市のエミール・ルウベ氏の事業の如きは顯著なるものにして、簡單なる掃除法及石灰漂白に依る労働者住宅保健費用に充當すべき寄附金を募集するにあり。此の活動は各種共済會の研究せる處なるが、小中程度の市邑に有効なるべしとは、衆口的一致するところなり。

一 疾病以前

労働者の疾病及廢疾に對する保證は、從業中突發せる事件の責任に關する一八九八年四月九日の法律に依りて與へらる、該法は犠牲者又は其の家族

労働者の
疾病及廢
疾に對す
る保證

疾病手当
は給料當
し比例す
べし

に、醫療及損害賠償をなすべき雇主の義務と、雇主又は保險會社無資力の場合に於ける國家の保證に關するものとを其の精神とす。

賠償は廢疾の第五日目より始め、其の額は犠牲者の給料に比例すべく、決定は治安裁判の判決を俟つものにして、判事は終審裁判に於て一時不能に對し判決を下す。一部若くは全部の永久不能の場合には、民事裁判は廢疾及犠牲者の舊給料に比例せる終身恩給の支給を命ず。

本法は外國との交換條約及該條約の締結なき場合には、或制限の下に佛國労働者に對すると同様に外國労働者に準用し得。

一八九八年四月一日の法律中に記載したる佛國相互救済は、吾人々種の特質及現在の吾人の社會狀態に就き、最も特長ある表現を呈示す。

共済會の發展は、頗る盛大にして今日に於ては、如何なる山間僻地に於ても其の設けの一個又は數個を見ざるることなし。而して其の制度の輕便なることは、此の成功に與つて力ありとす。

共済會の
設立と其
の監督

行政監督は此の特種の制度に對し、唯一般的施行を爲すに止まり、定款の確實なる遵守につきての注意は、之を特定關係者に委嘱し、事業の失敗に關しては直接に普通裁判を仰がしむ。

共濟會の多くは自由設立なれど、中には設立に際し單に許可の指令を仰ぐものあり。この場合には、公金庫に資金を保管し得る利益を享受す。共濟會は統計を作製して政府に提出する義務あり。こゝに最近の統計報告の一部を摘出すれば、一九一〇年十二月三十一日現在の共濟會數は、二萬三千二百七十五にして、中許可によるもの二萬九千六百六十六、青年に屬するもの一萬七千九百、學生に屬するもの二千九百九十六、自由設立のもの三千七百七十九あり。會員全數は四百五十萬人に達し、名譽會員五十萬人に及ぶ。一九一〇年中の疾病救濟費は三千萬法に上れり。

相互救濟が斯く巨額の經費を要する所以は、扶養料の支拂九百萬、寡婦孤兒廢疾者への手當四百萬を要するが故にして、設立に許可の指令を受けたる共濟會

一九一〇年
の共濟會數

濟會には、毎年千萬法以上の補助を給付す。共濟資金の全額は、六億に近く、其の過半は自由使途に對する資金にして、殘額は恩給資金に使用せらる。

相互豫防の豫算が、如何なる程度まで、公共又は私立の救濟事業の豫算を輕減せしむるか、は、數字を以て之を知るは不可能なり。事實上是等兩者の豫算は、平行して増進す。而して相互豫防の發達不完全の時代に於て、醫療救濟費の最も多額を要せし事を知らば、豫防費が救濟費の節約に、多大の力を與へしや勿論なりとす。吾人は此の研究の末に於て、是等各種の制度が、相互に有する影響を調査するところあるべし。

各政黨は、醫療の豫算輕減を計らんが爲に、通俗疾病救濟法案を提出せり。就中、最近にして且つ最興味あるものは、シュミッド氏の案なりとす。議會委員會は説明を聴取せる後、其の主張を認定せり。その要領は、救濟と豫防とを同時に喚起して、以て努力の無効を避けんとするにありとす。

二 疾病者發生の場合

醫師看護婦は傳染病の報告を負ふ義務を負ふ

吾人は既に、公衆衛生に關する一九〇二年の法律に依り、或種の疾病は申告の義務ある旨を述べたり。是等の中には、チフテリア、猩紅熱、腸室扶斯等を含む。申告の義務は、現在に於ては醫師及看護婦に課せらる。戸主に申告義務を負担せしめ、又肺病を此の種類中に入るべきか否かは未だ決せず。而して醫師は、殆ど常に申告義務を履行せず。されども消毒の完備に伴ひ、申告數の漸次増加し來れるは明かなり。

種痘とチブス注射

消毒は、縣、市町村或は官憲監督の下に、私人に依りて行はるべし。ルウエン駐在監察官の指導する下セーヌ縣の消毒事務は、蓋し最良なるものなりとす。公衆衛生に關する一九〇二年の法律は、種痘及天然痘豫防再種痘を強制す。又腸室扶斯豫防注射も漸次弘まりつゝあり。行商及浮浪者に關する一九一二年七月十六日の法律は、特に露天商、浮浪者、住居を許されたる外國人に對する豫防規則を定めたり。該規則は衛生最高諮問會の決議に據りて規定せらる。

避病院の設立

治療

市町村衛生規則は、大都市に於ける家屋衛生簿の制定管理を規定す。該簿には、癌腫、肺病の患者ある住宅を記入し、特別消毒の手續を定む。外來の傳染病に限り、罹病者又は保菌者を避病院に隔離し、或は一定期間醫師の監督を受けしむ。傳染病治療上の完全なる器具を有する病院は、罹病者を容易に收容し得る隔離室を有すべしとせり。治療救済は、一八九三年七月十五日の法律に依り義務として制定す。本法の規定に依りて、無資産の佛國人は、罹病の際は勿論健康の場合に於てすら、治療要求の資格を得る爲、一定の表に登録せられざるべからず。市町村が登録を拒否せる時は、當事者は郡委員會に對し上訴權を有す。罹病者の要求ありたる場合、登録を失念し若くは突發事件の爲、なし能はざりし時は、市町村長は緊急に之を許可するを得。法は主義として居宅治療を認むるも、醫師が居宅に於ては、患者の看護不能なりと認定したる場合には、入院せしむべき旨を規定す。此の目的の爲に、

各市町村は病院と聯絡を取る必要あり。

本法により、佛國諸病院は著しく改良せられ、且其の數頗る増加せり。醫師、藥劑師、產婆、病院日當用補助金に對する以外、本法の適用を圓滑ならしめんが爲、市町村立病院の設立又は擴張費の充當用として數百萬法の馬券税を徵收せり。

II 外國人

一八九三年七月十五日の法律は、其の明文中に相務條約を條件として、外國人患者に其の利益を享受せしむべきを規定せり。然れども此の規定は、二大原因のために實施の運びに至らず。即ち佛國人の思惟する平等に基く相務は、人又は土地によりて、救助手段を二三にする國に對して求むる事困難なること、其の第一因にして、第二因は、一八五一年八月七日の佛蘭西法が、其の第一條は外國人の入院を寛大に認むる規定を有する點にあり。公衆救済最高諮問會は、貧困なる外國籍の患者收容を強制的とせずして、事態重大なる場合に

内地人と同等に待遇するを待たざるは、原則として、條約に細よる

は、好意を以て收容すべき旨を忠告せり。

・ 施療救済は、外國人には比較的制限せらる。殊に居宅救済に關して然りとす。病院は最近のモンペリエーに於ける國民會議に於て聲明せられたるが如く、外國人の入院に制限をなすに賛同せり。蓋し政府及縣が市町村補助金及代償金の見地より、外國人を佛國人と同一視するを肯んぜざればなり。

警察規則の性質を具備する救済又は衛生法は、當然外國人に適用せらる。精神病の外國人に對しては、臨時なる名目の下に看護す。而して費用支辨又は母國送致の問題は、條約によりて決定すべく、英國とは條約に依りて支辨せざるを原則とす。

第一節 多數家族

一九一三年七月十四日の法律は、疾病者及老衰者強制救済に關する舊法と類似す。而して本法は、各縣に救済事務の開始を設定せるものにして、施行細

則は縣會の規定に譲れり。

佛國籍に在る戸主は、嫡子又は庶子三人以上を扶養すべき義務を有し、其の負擔に耐ふる資力を有せざる時は、十三歳未満の第三子より、兒童一人につき、若干づゝの年手當の支給を受く。例外として、母を缺く家庭に在りては二人、父を缺く家庭に在りては一人を以て、規定の適用を受くべき標準とす。正規の徒弟契約に服する兒童に對しては、十三歳を七歳に繰り下ぐ。

小兒に對しては、七歳にして拋棄せられ、又は兩親死亡の結果、特定人に收容せられたる兒童は、家族の一員として計算す。

如上の手當は、各市町村毎に定むるものにして、大略六十乃至九十法の間にあり。經費は法律と共に、バレーム式結算表を働かしめ、市町村の人口、財政状態、救済負擔に比例して、市町村、縣及國家に於て分擔す。

救済の許可は救済局の申達を俟つて市町村會之を發す。異議の申立は、特別郡委員會に向つてなし、更に内務省中央委員會に再審の要求をなすを得。

多數家族
には手當
六十乃至
九十法の
給すを
支十乃

佛國人は總て此の救済の利益を受く。關係人の居所が、住所々在市町村以外なる時には、居所々在の自治團體へ救済費用を支辨する要あり。

此の問題に關する疑義は、行政裁判の判決を仰ぐべく、是等より生ずる經費は、義務的にして地方豫算に計上す。

法律は市町村自身若くは市町村の財源協力を得て、多數家族を、良好なる状態に宿泊せしむるを目的とする、安價住宅協會或は事務所の創設を規定せり。國家豫算中の扶助金は、此の設備に投下せらる。市町村會は手當の全部又は一部を、慈善局施行の家賃救助現物救助として、交附し得べき旨を規定し得べし。

一九一八年一月一日より實施の本法は、世人の賞讃を博せしも、頗る多額の費用を要するものにして、内務省豫算中には既に二千五百萬法の計上を見たり。而かも此の費用の節約を考ふるものは一人もなし。

棄兒豫防救済は、國家の補助を仰ぎて、縣費より支辨するものにして、市町村

棄兒豫防
救済

は與らず。七法乃至十五法の金額を、一定期間毎月給與するものなれど、二又は三歳以上には及ばず。本救済は、實際に棄兒のありたる場合に限るも、往時は適用範圍廣くして、時に多數家族を救助せることありき。

私人經營の慈善事業は、多數家族の爲めに、其の一人又は數人の扶育を引受け、以て負擔の軽減を計る。

此の救済方法は、普通は兒童を孤兒院に入るゝ事に依りて實現すれど、斯くては家庭を破壊し、兒童自身に未來に對する失望を感ぜしむる恐あらん。

數名の兒童を抱へたる寡婦の問題は、事實に於て多數家族救済問題の一形象たり。本問題の研究は、國際救済問題協會の一九一三年十二月十八日の會議に於て、孤兒院の特別觀察點よりド・グルレ嬢の報告に基きて行はれたり。議論は數多に分裂せしが、其の第一のものは、次の如き結論に到着せり。即ち多數家族の救済——家長なき場合をも含む——は、家庭的性質を帶ぶること深甚なれば、救済を行ふに當りては、出來る限り、被救済者固有の家庭内に於て行ひ、

多數家族
を擁する
寡婦の
保護

兒童を家庭外に出ださざるをよしとす。

多數家族宿泊の問題は、一九一一年四月國際救済問題協會に於て、ウエール・レエナル夫人の報告中に發表せられたり。

租税の一時免除及法律に依りて、賦與せられたる利益あるに拘はらず、安價住宅建築に對する資源の甚しく缺乏せることは、該會議に於て認められたり。當局者は、公共慈善事業の當事者に向ひ、其の資金の一部を、此の目的に使用せんことを再三勸告せるに拘はらず、既述せる如く未だ該事業に就て光明を認むるに至らず。

然れどもこは敢て失望するに及ばず。最近上院議員ベランヂエー氏を筆頭に、多くの人々は、多數家族に對する臨時宿泊設備の創設に盡力するに至りたればなり。たゞ此の救済は原則として外國人には及ばざるものとす。

* * * * *

第三節 癱疾者教育

教育可能不具者の豫防救済は、一九一八年六月モンペリエーに開催の第六回國民救済大會の四問題中の一をなしたるものなり。ホルドウのレジク教授の一般報告及ジ・ポール・ボンクール、トルウ・グラツセ兩博士の特別報告及會議錄等に據り、肉體不具者、五官不具者、精神不具者を研究題目として概言せん。

不具者の職業教育は、往時より佛蘭西に見たるところにして、失明者及聾啞救済所として存在せり。是等は國立、縣立又は市町村立或は私人の經營に係るものにして、ラベドレベ、ドブライユ、ドヴランタン、アユイ、ドテオフキルルウセン等の各種を有するものなり。

職業教育は、漸次完全の域に進みたれども、尙之に満足せずして、その擴張普及を求め、且法の干涉に依りて、強制的のものとなせん事を叫びつゝあり。

職業教育
設備

是等の運動は、特に國際協會に於て一八九二年ドブウルンギル、マリシエール、モリス、ドラシゼラン、ス、一九一二年ジョルジュ、ポール、ボンジュール、マネイメル、ゴメス及カンビヤール諸氏が反復せる議論にて氣勢を添へたり。

一九〇六年四月十七日の財政法は、盲及聾啞學校教師の俸給及補給額を國家の負擔とし、一九〇九年四月十五日の法令は、就學遲延兒童に對する學級を創設し、一九〇九年八月十四日の法令は、就學遲延兒童の教授に特別なる教育能力の保證を設定せり。

一九一四年二月二十七日上院議員ポール・ストラウス氏は、十六歳未満の不具若くは癱疾兒童の救済を法律にて強制すべしと提案せり。(十六歳後は一九〇五年の法令の適用を受く)此の問題は、當局者に教育的救済組織の考案ありしが爲留保せられぬ。ストラウスの起案せる組織は、長期間、公共救済最高諮問會及國際協會に依りて研究せられ、六歳よりの不具者に之を利用せしめ、教育醫學所の開設企畫を見たり。

是等は總て不具者教育の徹底を根本の目的とす。即ち生活資料の全部又は一部を、自己の手に依り獲得し得んが爲め、職業に適合する素因を作るにあり。盲人に關し、内務省常設盲人救済委員會は、最大努力を試み、失明者に對する新職業等の探求に努め、國際救済會に於てレミキ氏の報告題目となさしむるに至れり。

一九一二年七月二十四日の兒童裁判法、一八八九年七月二十四日の不良少年保護法の兩法施行に際し、世人の注意を喚起し來れり。教育可能不具者を救済すべき最捷の便法は、充分なる資力を以て、教育法を確定するにあり。適當なる營造物を創設せんには、此の費用を報酬によりて保證せよるしかるべし。唯此の教育の困難なるは、寄宿制度にせざるべからざるが故に、多額の經費を要することなり。此の理由よりして、一八八二年三月二十八日の法律を以て、聾啞及盲者の初等教育を義務教育とせるに拘はらず、未だ實現の途に就かざるなり。

必要なる資金の確定を見、學校醫務監察が普及するに至らば、精神病者保護兒童救済、多數家族救済並に懲治又は未成年者淫賣及最近の法律に依る兒童裁判等に、如上の教育を施すべき兒童を見出し得べし。

第四節 廢疾者の職業及家事教育

A 初等教育

一八八一年六月十六日の法律は、佛國公立學校に於ける初等教育の絶對的無料を設定せり。

一八八二年三月二十八日の法律は、自六歳至十二歳の男女兒に對し、此の教育を義務教育とし且教授要目を列舉せり。是等の要目中には、農業、衛生、工業、に物理的、數學的自然科學の適用、手工、主なる職業用具の使用法、下圖及原型塑造の初歩を擧げ、更に女兒に對しては、裁縫を附加せり。本法第十七條は、一八六七年に溯及する學校金庫の設備を確定し、市町村補助金と同額の補助金を

國庫より支給せしむ。

青年級は、初等教育の缺陷を補充せんが爲に設けられたり。通學は十分に監視せらる。通學生を收容する職業級は、市町村會の補助に依りて維持せられ、各種の官衙は、職業寄宿舎を設定し、競争試験の上、又は家計の状況を酌量して、勉學資金を支給す。

B 少年

家事教育

家政學は、他人の許に働く者に對する社會教育の一種として見らるべく、公立學校の事業又は學校附屬の私立事業として實施せられ、寄宿舎にて實施する處多し。教授項目につき村別會議あるに拘はらず、未だその決定的形式を定むるに至らず。これ各級に於ける家政學が、種々の點に於て相似ることの遠きが故なるべし。

本教育の根本は、之を受くべき者の種類に關せず二部に分たる。一は家庭勞務の技術(幼兒哺育)にして、他は豫算と過去の會計とを示す家計簿の整理な

育児と家計豫算

りとす。しかも第二部は全く重要視せられざるが如く、其の事實は常に家政學に關する報告の上のみならず、亦勞働者家族教育の結果推究し得たるところなりとす。家政學が、豫防救済の方面に於て示す主要なる利益は、日々目撃する處なり。不幸なる被救済者が、救済工場に於て職務によりて失敗する事實は、其の必要を證するものに外ならず。若年なる勞働者及婦人勞働者は、職業を撰擇するに當り、其の實收よりは寧ろ、表面上の收入に動かさる、換言すれば、職業に依りて變化する費用を計算せざる總額に依りて動かさる、傾きあり。又屢、兩親が自己の無智又は利己心よりして、最も早く最高の給料を得しめんが爲に、自己の兒童の初等教育を怠る事あるは、屢、目撃する事實なりとす。斯の如き兩親は、目前の必要を口實として、愛兒の未來を犠牲にすることを知らざるか、或は故意に知るを欲せざるものなり。

多數家族救済法は、此の掛念すべき精神状態にも、其の指を觸れたり。本法の規定は、多數家族救済の目的物たる十三歳の未成年者と、徒弟勞務に服す

る自十三歳至十六歳の未成年者とを同一視せり。所謂徒弟は、職業を學ぶことなし。而して彼等の雇主に寄泊するは、純なる徒弟契約に基かざるのみならず、職業技術の大意すら受くることなく、常に徒弟勞務の名の下に産業的奴僕となり終ること多し。

一九一三年の法令の施行監督は、論理的に此の弊害を矯め、立法者の精神に従ひて、勞働者小兒の徒弟勞務を、眞に價値あるものとするに努めざるべからず。

C 青年

青年の職業教育又は技術再教育は、不具者の重なる者、即ち失明者に對し、既に往時より一般的に實行せられつゝあり。而して事故の犠牲となれる勞働者に對しては、多少成功を收め得たり。然れ共事故に關する法令實施に依りて想像し得る如く發展せざるは、奇異の感なき能はず。是は恐らく、事故恩給の比較的高率なるが爲なるべし。不具傷害者強制救助法は、推定生活費と關

職業に起
因する職
業教育

係人の給料との差を正確に計りて救済し、傷害者の部分的利用を害ふことなし。失業者及豫防の一般的注意を受けざりし者、不具以前と同額の收入を得ざる時は、適當なる職業に推薦す。何等注意を顧みざりし者は、多くは凡庸なる勞働者なれば、後に記述するが如き救済を受くるものとす。

此の種事業の私人經營に屬する任意の特別救済は、原則として佛蘭西人と外國人との差別を設けざるも、佛蘭西人に對して優先權を保留す。

第五節 老齡者

老齡なる不具傷害者の救済は、一九〇五年七月十四日の法令に従ひ強制とす。該法令發布以前には、是等の救済は、公立又は私立の救済院によりて任意に行はれたり。救済院は負擔の軽減を計らんが爲に、現在尙嬰孺たる老人は或は病院、救済院の看護人或は地方開墾場、營造物の看守として利用す。此の他救済院内に二三の工場を附設す。一八九九年の模範規定は、慈善營造物内

七十歳以
上のもの
は働くと
も老たな
る者め
もその老
年金を
取る
ことな
る

に於て、被救済者の従事すべき勞務を定む。如上の勞務は、醫師の認定せる能力及年齢に適應せるものなるべく、會計係は勞務の指揮、會計を取扱ひ、革命紀元七年第六月七日の法規に準じ、此の勞務に據る生産の三分の一は、毎日勞務に従事せる被救済者に交附す。

在家庭又は入院中の老齡者又は不具者救済を規定せる一九〇五年の法律發布以降、老齡者の生産は、切捨て得べき量として見らる。一九〇七年十二月三十一日憲法附屬法附則は、七十歳及それ以上の老齡者が、勞務より得たるものは、普通年金率を害することなく、又救済法の下に入院せる老齡者は、勞務供給の義務なき事を容認せり。不具者救済は、殘存せる事業能力に従ひて計量し、七十歳の者に對しては、法律は休息權を與へたり。

是等一般的規定の範圍制限は、今日未決の問題にして、如上規定の嚴格なる施行は、特種の非難を惹起するに至りぬ。例へば七十歳の老齡者が、一日十法の収入を有しつゝ、しかも生活の策なき他人によりて救済せらるゝ如き結果

を生ぜり。月手當特に天然物救済を以て代用し得は市町村に依り五乃至三十法とす。

老齡者に對する保證は、次の三種とす。第一は特別退隱料を規定せる諸法律とす。一八五三年六月九日の法律は、一般金庫及之に則る各種特別金庫を制立せり。是等の金庫は、普通金庫よりは一層一般的にして、縣市町村及各種自治行政官公吏に對する普通恩給の創定をなせるものなり。一七九一年五月十三日及其の後の諸法律は、海員の不具者金庫を制定し其の發展に助力せり。一八九四年六月二十九日の法律は、同年十二月十九日及一八九六年七月十六日の二法律に依りて修正を見たるが、曠夫退隱金庫を制定せり。一九〇五年三月九日の法律は、舊上下兩院議員の恩給を規定す。

第二は各種の立法規定にして、其の目的に二あり。一は任意保險の實現にして、一八八六年七月二十四日の國民保險金庫法、一八八六年七月二十日の老齡者恩給國民金庫法及一八九三年七月二十六日一八九七年七月十七日公布

老齡者に對する保證

其二

の其の修正法、一八九六年及一八九八年の兩度に於て修正を見たる一八九五年十二月三十一日公布の國民退隱恩給法は之に屬す。

他の目的は、私人經營退隱金庫の組織及活動に對する監督を指すものにして、之に關する法律には、一八六七年七月二十七日公布トンチン氏年金講及保險會社法、一八九五年十二月二十七日公布の資本家經營勞働者退隱金庫法、一八九三年四月十四日アルジェリヤ豫防協會法、一九〇二年二月三日配當及時間制限豫防協會法、生命保險會社及人命に關する企業の監督及管理を規定する一九〇五年三月十七日の法律等あり。

第三は勞働者及農夫退隱に關する一九一〇年四月五日一九一二年二月二十七日の法律なり。本法は強制を根本主義とし、任意を例外として認め、勞働者階級に對する國民的豫防機關の組織を計る。

標準退隱年齢を六十歳として、情狀を酌量して、或は五十五歳に早め、又は六十五歳に延ばす事を得。

其三

保險、
強制、
責任、
意

勞働大臣及社會豫防大臣は、本法適用の結果につき大統領に報告する處ありしが、其の結果は頗る不完全なりき。退隱者數は甚だ多數なりしも、強制任意兩被保險者ともに、一時的期間のもの最も多數を占めたり。蓋し彼等は、最少の醜金を以て年金を獲得せんとせしが故なり。

上院に於て一九一四年の財政法論議に上りし時、有資格者なりや否やを十分調査せずして恩給を支給するにより助長せらるゝ弊風を、大に論議するを聽きたり。前勞働大臣の數字的説明によれば、法の利益享受者數は、一九一三年十二月三十一日に於て豫定數約百萬に對し僅に八十八萬六千に過ぎず。登録被保險數は、勞働人口に基く豫定數より甚しく尠少なりき。

一九一三年一月一日強制被保險者數は、任意被保險者數七十七萬五千を越へず。今日其の總數が百萬を超過せりとは信ずる能はず。約言すれば、被保險者數と利益享受者數との比は、一時的救済の特長が、豫防法たる退隱法の結果に發露するを示す。

一九一〇年法律第三條は、共濟會普通貯金金庫、自由金庫、縣又は地方金庫、資本家又は組合退隱金庫、職業組合退隱金庫、資本家連帶退隱保證組合金庫等が、當事者の要求ある時、任意又は強制醜金の收納を爲し得る旨を規定せり。然れども該法の他の條項には、領收金額を確實なる管理を行ふ預金局に納入すべきことを明示せり。

共濟會

自由設立又は認可を受けて設立せる共濟會又はその同盟は、會員に對し直接に成規の退隱料支給を保證するを得。但し此の行爲に對しては、政府より豫め協賛を得るを要す。而して此の協賛に關する疑義は、法制局に上申して其の判決を仰ぐべし。

勞働者退隱法は、救済と關係を有するのみならず、又社會衛生と稱するものに關係を有す即ち。

一、第十三條は取得退隱料が百八十法を超ゆる時、被保護者は醫料費其他の經費を控除せる剩餘額を死亡保險又は不可分不動産の所得に充當し

得べきを規定す。是は家族不可分財産設定法律規定の條件に據るものとす。

二、第十五條は醜金より生ずる財政管理を組織し、該金額を公共の利益に背かざる社會衛生及豫防施設に十分の一迄貸附くるを許可し、並びに勞働者住宅又は勞働者庭園に關する抵當貸若くは一九〇六年の法律規定に據る安價住宅會事業債として使用し得べきを規定せり。

本法の適用は普通老齡者に止む。第六條第七條の規定は、戸主の死亡に對する保證、寡婦及小兒に五十法の手當支給及不具者に對する保證年手當百法以上に關する後日の法律の豫備規定に過ぎず。不具者に對する勞働者保險構成法は、目下起案中の特別法中に入るべし。

下院の保險及社會豫防委員は、議會及勞働大臣の提案に則り、勞働者退隱法中の不具者保險に關する法律の擴張を計り、委員會に於て長期の疾病及不具者保險に關する二十六條の法文を起案せり。

第五節 失業者

失業に對する争闘は、佛國に於て尙未だ幼稚の状態にあれども、而かも官憲及有志の研究題目とせられつゝあり。

勞働及社會救済大臣は、事業の需要供給に關する經濟的、法律的及科學的運動に關する最も完全なる資料を採録せる月報を公刊せり。該月報には、各種産業に於ける失業勞働者數、同盟罷工、職業組合、事業仲立業及廣く事業市場に關係ある資本家勞働者の諸設備につきて詳細なる説明あり。例へば之に據りて一九一三年度中に、組合同盟の設立せる失業者金庫は、四十箇にして、内一箇は資本家其の他は勞働者のものたること、又各組合箇々に設定せる失業者金庫七百八十六箇にして、内十箇は資本家組合のもの、六箇は混合組織其餘は勞働者に屬すること、事業取引所數は百四十一にして各種の組合數は一萬を超過し、組合加入勞働者數は百萬餘なることを知り得べきが如し。

勞働組合
と失業者
金

失業の種
類
自由失業
強制的失業
個人失業
團體失業
(罷工)

失業に關する組織的法律は、未だ發布せられず。然れども議會は一九〇五年、五十名以上の會員より成り、財源を會費に求むる失業救済會を補助せんがために十萬法以上の經常費を豫算に計上せり。

失業は之を分ちて、自由意志によるもの及強制的のものとし、更に又集合失業と個人失業とに區別せざるべからず。罷業は自由意志に據る集合的失業と看做す。或程度に於て之を避けんが爲、一八九二年十二月二十七日の法律は、此の點に對し治安裁判に依る示談又は仲裁々判の方法を制定せり。自由意志に由らざる集合失業は、公共災害の場合に發生す。是等は應急費の可決によりて輕減すべし。

自由意志に由らざる個人の失業者救済は、周旋所及事業救済を以てす。

周旋所は一九〇四年三月十四日の法律規定に依るものにして、男女勞働者及被雇傭人に對して無料にて活動し、市町村、職業組合及共濟會は此の設立に助力す。

周旋所と
事業救済

周旋は或保護機關に依り、社會事業として實行す。巴里にはクルツビ夫人の創設に係る「女子周旋所」なるものあり。又中央事業協會なるものありて、男女失業者の救済に努む。

個人的周旋は事業救済によりて實行す。事業救済は就職するに至る迄の期間、勞務を供給するを根本目的とす。故に或は晝間失業者を收容し得る工場を有し、又は被救済者保護に盡力す。各適當なる範圍に於て來者總てに開放す。勞働者を日傭として使用するものあれど、最良なるは仕上げ作業を與ふるにあり。是には被救済者が、生活の必要に應ずる最少限を獲得し得べきやう注意し、又其の給料は救済所を普通工場と思考するに至らざるやう或最大眼を超へざることに注意せざるべからず。

巴里各區及佛國各大都市には、勞務給與の救済事業存在す。是等はすべて、レヲンセー、エミール、シエーン兩氏及ブルウミニエ博士創立の中央事業委員會に加入す。該委員會は現今救済問題研究に對する國際協會の一部をな

す。

勞務給與の官設救済は存在すれども、是等は特に或地方に、臨時又は永久的に組織されたる慈善工場として存在す。救済會議に於ては、事業に依る救済が、性質上私人經營の慈善事業に屬すべきものなることを認めたり。此の意見たるや、稍、一方に偏したる嫌なきにあらざれども、革命時代の國民工場の不_レ良状態を知るものは、皆此の意見を抱かざるはなし。

佛國の主義として、國家は補助を給付して、事業に據る救済を鼓吹せざるべからず、此の目的に副はん爲、内務省豫算中には、所要經常費を計上せり。

勞働給與及周旋事業は、他の社會、公共、私的制度和密接の關係を有し、失業者生活保證手段以前の社會位置に復歸すべき方法を供給す。學理上の研究以外、事業に依る救済は、外國の同様なる機關と交渉を保持せず。然れども失業者外國人を收容するは普通とす。巴里十六區の事業救済の同盟は、失業發生の場合、同盟附屬工場に彼等を收容せんが爲、二大國の巴里に於ける國民救済會

失業者を
移す農業
的殖民地

と特別なる協定を有す。

勞務給與の農業殖民事業は、今日迄貧弱なる結果を擧げたるのみ。蓋し此の設備たるや、單なる失業者以外のものに對して始めて有効なるが故なり。此の他ダン、シヨール、クロンの老精神病者殖民地ポール・セント・ノワの刑罪殖民地及自由意志に由る個人の失業者に關聯する貧民救済場等あり。事業救済の趣旨には多くの反對あり。國際協會は、一八九九年來グロステ、スト、テキエリ、ド、ビュリニイ、ゴーフレ、ユウジエンヌ、ブレオ諸氏の報告に基きて攻究する處あり。囚人勞働に對すると同様なる非難を此の上に見たり。即ち事業救済は、工場内生産品を市價以上に賣却し、被救済位置に馴れんとする勞働者に、長期滞在を避くるため、相償はざる努力をなすといふにあり。少くとも大都市に於ては、特別なる職業能力を有せざる限り、通常工場への就職が、或る年齢の者に對して、漸次困難の度を加へつゝある事は注意に値す。老年にして壯健なるもの、救済は甚だ困難なり。

第七節 勞働拒絶者及浮浪人

乞食取締
規則

自由意志に由る個人失業者とは、浮浪人及乞食常習者を云ふ。佛國刑法は健康なる乞食常習者、又は乞食豫防公共營造物の設備ある縣に生存する乞食を犯罪者と看做す。一九〇五年七月十四日公布の癡疾者救済法は、是等の規定を完全にせり。而して癡疾者たるを言明し得る被告が、初犯の時、強制救済を受け得ざりし者なる時には、再犯ならざる限り、放免せらるべき反對則を擧ぐ。之に對する公共營造物を、乞食救済所となす。此の設備は各縣に在り、然れども老齡者及癡疾者救済法公布以前には、殆ど皆其の本來の目的を滅却して、主として癡疾者庇護所の用に供せり。此の改正は多年攻究せられたる處にして、公共救済最高會議にシャルル・デュブネキ氏（一八八八年）及ジャン・クルユツピ氏（一八九九年）の報告あり。クルユツピ氏に次でフランダン氏は、國際協會に該報告を示し、以て本問題に關する法規の提案をなせり。救済問題研

究國際協會は、數回單獨或は監獄協會と聯合して、浮浪人及乞食殊に田園に於ける其の問題を研究せり。而して此の問題を一層よく解決せんとせば、佛蘭西警察制度の一般改良をなす要あり。

現代に於ては、巡回の容易なる事を利用し、徐々に市町村共通警察組織を完成し、行政區劃の限界に抑止せらるゝ事なく、犯罪者を追跡し、不審の人物を監視し得るが如くに爲す要あり。普通警察の組織を簡便にせざるべからず。

警察手段は救済手段を失念せしむべからず。

人道は彷徨の生活にある不幸なる人々が、何等の犯罪なくして、唯旅舎に宿泊すべき資力の缺乏に依りて、犯罪者たらんとする危機にある時、善良に衛生的に一夜を過し得べき場所を、彼等に與ふべきを命ず。一八九七年ドレイノオ博士は、夜間庇護所に關する行政調査を基礎として、本問題の研究を試みたり。

一九一二年七月十六日の法律は、派出職業及住所不定者の巡回勞務の實行

夜間庇護所の設置を必要とする

派出職業と行商人

を規定す。派出職業と行商業とは、前者か佛國に定住所を有するに反し、後者は之を有せざる點に於て相異す。

是等當事者は、總て申告をなすを要し、官憲の請求ありし場合には、申告受領證を呈示せざるべからず。行商は、自己の寫眞と、人相書を附したる身分證明簿とを有せざるべからず。此の他住所不定者、殊に派出外國人は、その身分證明簿に、體格検査書を添加する要あり。滞在地の警官は、本簿の検査を爲す。到る處虚偽の申告をなし、又は申告の手續を怠る時は處罰を受く。但し佛國巡回外國人に對して、尙一層嚴格なる條件を課す。外國人の乞食犯人は、規定の處罰を課したる後、國外に放逐す。

第八節 貧困の他の諸原因

總べて貧困の因を爲すは、常に不用意と精力の缺乏との兩種なりとす。不用意は或程度迄、保險又は無制限に活動する臨時救済によりて避くるを得べ

不用意と精力の缺乏

し。是等に關しては、一九〇〇年七月三日の農業保險法及一九〇一年、一九〇七年の兩度に於て完成せる一八五一年一月二十二日の法定救済法あり。精力の缺乏に就ては、責任の轉嫁に依りて避くるを得。此の解決法は、或點迄不便を伴ふと雖も、適當に實行する時は、最好の結果を示すべし。

諸法令中に之に關する條令を見る。

- 一、一八九五年一月十九日の法律は、労働者及被傭人の給料又は小額の俸給に對する支拂停止權を限局し、其の割合に於て彼等の信用を減少せしむ。
- 二、一九〇九年七月十二日の法律は、家族の差押不可能の財産を規定す。債務發生に其の適用を受けたるものは、時來れば免除するも、所有主の信用は亦減少すべし。
- 三、一九〇七年七月十六日の法律は、妻の給料の保護を確實にし、夫の負擔すべき家計費、労働社會には缺くべからざる夫權の制限を規定す。
- 四、労働者及被傭人給料の支拂に關する一九〇九年十二月七日の法律に

は、次の規定あり。即ち商工業の労働者給料は、一箇月中十六日目毎に支拂はれざるべからず。被傭人の分は、少くとも月一回たるべし。

仕上事業に對しては、勞務の繼續十五日以上に亘る場合は、各十五日毎に支拂を爲し、仕上品引渡後の十五日以内に皆済せられざるべからず。支拂は飲食店又は小賣商店に於て行ふを得ず。但し該所に働く者は例外とす。

此の法律は、労働者が其の給料の一部又は全部を、直ちに消費するを防ぐのみならず、又日常費を相接近せる間隔に於て支拂はしめ、長期の貸金に依頼するを避けしめんとす。

貸金は、低級なる精神の所有者に對しては、危險なる武器なり。故に貸金の亂用を防ぎ、又は少くとも、其の程度を最大限に制限するをよしとす。家計の不如意を救はんが爲、債權者を求むる時、得らるべきものは、大抵高利貸か或は之に近きものなり。故に此の弊害を防がん爲に、一方には貸金に對する一制

度の存在を必要とす。

此の制度は二型をなす。即ち質屋及名譽貸なり。質屋は伊太利より傳來せるものにして、一八五一年三月八日の法律に一規定ありて、質屋を公的利用の營造物とせり。名譽貸は其の實施極めて困難にして、且つ危険を伴ふものなる事、個人以外には殆ど行はれざるを見ても了解し得らるべし。救済事業によりては、之を個人のものとして附屬的に視るものあり。又極めて少數なれども、或ものは之を慈善行爲本來の目的としたるものあり。

是等の事業又は制度が有效なる結果を得んとせば、貧窮の程度を察して、個人又は家族に對し適當の救助を施し得る觀察眼を有する人をして關係人に近づかしむる要あり。

第九節 私營公營兩救済業の協同

公共救済と私立救済との間に、多少密接なる協同を實現せしめんとする事

公、私救
濟事業の
連絡

には、佛國に於て何等反對者の出でしことなく、往時より有識者は其の實現に力を盡しつゝあり。佛國に開催せられたる各會議は、各方面より此の理想の實現に一步を印せることを示せり。共通の目的が、未だ僅に其の一部の到達に過ぎざるは、蓋し其の途遠くして、而かも各種の障礙物の之を阻むことあるが故なり。

最初に打克つべき困難は、起源及傾向に一致を缺く事多き大都市の各種私立事業間並に救済或は慈善に關する行政事務の間に、組織的協同を實現するにありとす。

一八八九年の會議後、内務省内に救護局を、巴里に中央慈善局の創設を見、爾來之を模範として數大都市に慈善局の設立を見るに至れり。

一九〇〇年の會議には、公私立兩救済事業間に制定すべき協定の問題を研究題目とせり。而して其の結論は、決定的のものとして見るを得べく、漸次實行の域に入れる是等の結論は、三點に約言せらる。第一公共救済の主要なる

協定問題
に關する
結論其一

役員を、私人の名義にて慈善事業に携はらしむること。

其二
第三
第二私人慈善事業代表者を、救済委員及役員會議に出席せしむことを公認すること。第三國法の監督を受くる私人事業に、經費補助金を支給する事これなり。

最近の佛國社會法は、すべて私立慈善事業と公共事業との合同に就て規定する處なり。施療に關する一八九三年の法律及老人救済に關する一九〇五年の法律は、病院及私人救護院が、無料にて病人及老人を收容すべき旨を規定せり。此の第二の法律に基きて中央救済委員會の創立を見たり。

内務省は、被救済兒童に關する一九一四年の法律に依り、私人經營の慈善協會及營造物の表を作製せしめ、公共救済事業より扶養料を添加して、貧困なる子弟の委託を爲さしむることを得べし。

未成年者淫賣に關する一九〇八年四月十一日の法律は、是等未成年者の收容上に、公共營造物と私立營造物との區別を設けず。

兒童裁判及自由制限に關する一九一二年七月二十二日の法律は、兒童を其の家族又は公共救済所へ引渡さずして、成年に至る迄信賴し得べき人物の許、若くは公的利用を認めて縣會の指定せる慈善所へ委託するを得しむ。

最近の國民救済會議に於て、救済及慈善事業間の協定に簡單にして適はしき表現を見たり。

法制局部長エブラール・ド・ジャンヌ氏は、會議日程の初頭に於て、慈善協會制度に關する一般報告を呈出すると共に、平民の資格に於て、容易に慈善事業に加入し得ること、換言すれば私人經營の事業に贈與、遺産讓渡を簡便にし、同時に讓渡より生ずる所有權移轉税を、百分の九より百分の五に減少すべきを主張せり。此の主張は一の反對もなく、又一人の部分的修正を主張するものもなく、熱心なる全會の賛同を得たり。會議終了後、エミール・ルウベ氏は個人として、此の決議を政府に齎し、内務大臣より短期日に其の査定を爲すべき約を得たり。

巴里に於ける私立事業は、長期間注意深き慈善家の監督の下に、上院議員フエルデキナンドレフェウ氏等が定めたる一團體の實際的實現に向ひて徐々に進みつゝあり。恐らく一年ならずして、此團體は各事業同盟の連鎖たるに至るべく、加之近き將來に於ては、巴里邊に此の團體の出現を見るに至るべし。各代表者より或る區内慈善事業同盟の大多數が、婦人の手より成るは特筆に値す。同盟會は市長の指定場所に會合す。多くの場合に慈善局代表者は、同盟會に携はり、又公共救済事業は協同の目的にて此の組織に加入せり。會議は極めて簡單にして、出席會員は各自の個人的の場合を陣述し、相互の啓發を爲す。

各種の形態に於ける貧民の統計及公共資金の分配に預る各種救済の統計には、既往のものは一定の形式なし。五十年來の救済に關する佛國統計の概略は、一九〇五年國際協會より出版し、其れ以後の公表數字は、主に佛國統計局年表及公共救済最高役員の要求に依りて、局長ミルマン氏の規定せる報告中

にあり。今次ぎに一九一二年十二月十日の報告を拔萃すべし。

被救済兒童は、一九〇〇年には五萬七百三十四人なりしが、一九一〇年には六萬六千七百七十三人に上れり。

老齡者及傷害者中強制救済の保護を受けし者、一九一二年九月三十日に於て六十四萬五千三百三十四人なりしが、本年度の該事務費用は一億に達すべき模様なり。

是等の數字以外更に退隱救済の被保護者十一萬百三十九人を數ふ。

小兒死亡率は、一九〇〇年より一九一〇年の間年々減少して、千分の百三十五、五より百、一に降れり。

第十節 救済に代るべき豫防に就きて の一般的説明

豫防が漸次救済に代るべきは、佛國に於て社會問題に携はる何人も否み得

ざるところなりとす。而して實際の事實は果して如何。公共救済豫算と豫防豫算とは、並行して増加するを見る。豫防を以て救済に代へん事は最も好ましき事なれば、新生國殖民地の如き新たに生れんとする文明に於ては、強制豫防を制定して救済を避くるをよしとす。救済の習慣を失はしむる事程困難なるはなし。

救済法の施行は、服従と容易とに迎へられたり。任意救済に服せざる者も、強制救済には従容として服従せり。官報に公告したる行政監察報告には、金錢の形式の下に與へらるゝ救済には、見逃すべからざる弊害及悖徳の伴ふことを記載せり。欺瞞的精神の下に、彼等は巧妙に自己の不逞なる望を貫徹し、救済手當を賞與金の如く思惟し、之を獲得して以て自己の機敏と政治的勢力とを誇らんとす。手當を受くるに何等の羞恥を伴はざるなり。

如斯状態なるを以て、救済節約の希望を眞の貧民に注入するとは、實に至難なり。先づ以て個人的再教育を施して、良好なる結果に達すべきを努めざる

救済節約
と個人的
再教育

べからず。然れども其の困難なることは敢て言を俟たず。

此の再教育は興味ある然かも統一を得難き試練たり。其の實施は私立慈善事業及特に救済事業の領域なりとす。公共救済を事業の一部とする幾多の大慈善局は、此の意に於て被救済者を共済又は他の豫防事業に送るべきを容認せり。

然れども此の方法たるや、二重の弊害を生ぜしむ。即ち一、關係人の個人的努力なくしては、豫防に馴染ましむること難く、且つ豫防に就て明晰なる觀念を與ふるを得ず。二、被救済者を豫防者と雜居せしむるときは、被救済者を豫防に向はしむるよりも、寧ろ豫防者を被救済者たらしむるの危険あり。

一九一一年公共救済最高會議を経て、今は唯最高行政官廳の承認を待つのみなる模範的新慈善局規定は、行政委員が私立慈善事業の協力を得て實施すべき、救済及衛生豫防手續に關し一八七六年の法令に洩れたるものを採録せり。

約五十年の間隔を有する此の二法の差は、行爲に非ずんば思想の經過せる路程を示すものといふべし。然れども尙組織的に豫防を救濟に代らしむるは、佛國に於ても他國の如く行はるべきを望まざるを得ず。

私人經營の事業は、一見して公共事業よりも迅速に此の途に就き易きが如し。然れども近く寄りて之を看れば、其の方法が比較的救濟よりも豫防に近きが故にして、その所謂豫防視せらるゝ事業は、多額の資金を要し且つ無限の努力を必要とす。之を要するに、豫防事業の名目を有する救濟は、有效なる結果として、公私兩事業の下にある被救濟者を減少せしむるを要す。

今日の佛國は、拒否し得べからざる勢を以て増加し來る被救濟者を有す。豫防制度なくんば此の増加は尙一層多大ならんは明白なりと雖も、其の立證を現在の要素を以てするは困難なりとす。

個人又は家族の生存不安定となりし結果、若くは、經濟道德觀念の變轉によりて、個人か團體の救濟を受くるに躊躇せざるに至れる結果、其の性質の如何

救濟に對する豫防の效果

に拘はらず、社會的制度は之に順應し平行して發展す。然れども一の制度の發展が、他のものゝ發展に多大の影響を及ぼすべきかは未だ究明し得るに至らず。

最近の社會法を一瞥するに、總て保險と救濟との混合を含有し、之を以て簡單なる救濟豫防に代らしめんとする傾向あり。

吾人は近き將來に、如上の事實に相異あるべき事を信ず。此の救濟法には最早何等の前途なきも、豫防法は未來に於て尙大に活躍し得べしと信ず。

最近に於ける一大臣の聲明を本論の結論として此處に採録すべし、曰く『公的の活動は不充分なり、社會活動に依りて補はざれば無爲たるを免れず。社會的活動は田園及都市の労働者の爲に實行せられ、佛國共和國と彼等とを和合せしむるに力あり』と。救濟及保險法の努力に依り、社會の爲に佛國共和國は其の義務を履行せり。

されど其の事業を遂行し終らんには、前途尙遠し。労働退隱—廢疾をも含

むに關する法律を改善し、自發的ならざる失業者に至る迄保證の領域を擴張し、職業組合に最も有効なる立法權を賦與せざるべからず。職業組合に在る労働者は、試鍊に接觸して、責任の習慣を受け、其の經濟的解決の爲に努力すべし。

(完)

第二章 失業救済

一九一九年二月三日ル・タン紙所載

セエヌ縣會は、市町村會同様に、アンリヨ・セリエー、エミキル・デランドル兩氏を説明者とするセエヌ縣失業者資金の組織を近く議場に諮らんとす。

即ち問題は、一九一九年一月十九日同二十六日の法令に據りて該資金を開設せんとする市町村の失業者救済費を、一九一九年二月一日乃至十二月一日間、縣に於て補給すべしと云ふにあり。而して失業者に對する救済の方法は次の如し。

失業者家長なる場合には、一日二法七十五仙。失業配偶者及十六歳未満の小兒にして、全く就業せざるか若くは日收一法未満の者なるときは、一日一法二十五仙。家長に扶養義務あり而かも何等業務を有せざる尊屬親に對しては、一日一法づゝを支給するにあり而して是等の數字は、巴里市會の議決せる

ものと同額なり。

縣より市町村への補給額は、失業家長に對しては零法五十仙、配偶者、少兒、尊屬親に對しては、一日零法二十五仙なるべく、而して此の補給額は、市町村豫算面の附加稅數に隨ひて増加すべし。

失業の危機は、重要な事業の實施に依りて僅に免れ得べきものなるが故、アンリキ・セリエー、エミキル・デランドル兩氏は、要塞の縮少又は廢止、公園遊戯物の收用又は改變に關する案を議會議事日程に特に挿入するの可なる事を、報告中に記載せり。

第三章 失業資金

一九一九年二月五日ル・タン紙所載

一九一九年二月三月セエヌ縣會

臨時縣會は、ルイ・ブウシユ氏議長の下に開催せられたるが、市町村救済資金設定に對する縣の補給に關し、アンリキ・セリエー、デランドル兩氏の報告結果を採決せり。

婦人勞力を最少限に輕減せんが爲め、就業許可のある各種事業に於て婦人が、男子勞働者と同一賃銀にて、普通就業時間の二分の一を勤務し得べき條件を、關係勞働組合、公共事務従事者と協議の上調査せん目的を以て、臨時に一委員會の組織を見たり。

此の委員會は又、家族を扶養すべき戦争未亡人、家庭を維持すべき婦人に對する必要を酌量の上、婦人勞働者の輕減を試むる順序を規定す。

婦人勞働
調査のた
めの臨時
委員會

アンリキ・セリエー氏は、婦人勞働問題の社會的重要性を特記せり。婦人勞働力の使用は、出産率及家庭生活に巨大の影響を有すべし。此の點に付きては、團體的利害よりも國利を重視せざるべからず。然かも、前述の如く婦人勞働が普通勤務時間の二分の一に限定せらるれば、彼等は有要に家事に盡すことを得べし。

男性に關して、アンリキ・セリエー氏は、動員せられたる被使用人が、復員後直ちに舊職業に従事すべきを懲懲し、然らざる時は、彼等に賦與せられたる全利益を廢止すべしとせり。

第四章 失業資金に依る救濟

一九一九年二月一日エコノミスト・フランスエ誌所載

一月十五日の官報にて、次の法令の公布ありたり。

第一條 千九百十八年四月十九日法令第四條ヲ次ノ如ク改正ス

第四條 救濟率ハ失業資金規定ニ據リテ定ム

國庫ノ補給ハ失業手當カ次ノ限度ヲ超過セサル割合ニ對シテノミ行ハル

失業家長ニ對シテハ一日二法二十五仙。

失業配偶者、失業者ニ扶養義務アル十六歳未満ノ小兒(全ク勞務ニ服セサル

カ若クハ日收一法未滿ノモノ)ニ對シテハ一日一法

家長ニ扶養義務アル勞務ヲ有セサル尊屬親ニ對シテハ一日七十五仙。但

シ家長ニ對スル手當ノ合算カ一日六法以上ニ上ル時ハ此ノ限ニアラス

第二條 千九百十八年四月十九日法令第五條ノ規定修正ニ依リ國家ノ補給

率ヲ本條令公布ノ日ヨリ六箇月間第四條規定ノ制限ニ於ケル救済手當ノ六十分ノ一ト定ム

第三條 労働及社會豫防大臣大藏大臣ハ各其所管ニ於テ本條令ヲ施行ス。
本條令ハ官報ニテ公告ノ上法規輯ニ記入スヘシ

巴里 千九百十九年一月十四日

第五章 國民戰傷者局、縣及地方委員會に 關する労働大臣の訓令

ルゴウ、フキラントロピック第二百五十八號所載

○一九一八年九月二十四日の法令に關する件。

政府は一九一八年九月二十八日の官報にて、一九一八年一月二日の國民戰傷者局及其の職業再教育に關する法律の施行細則を規定せる二月二十六日の條令に對する一九一八年九月二十四日の改正條令を發表せり。新條令は主として、局竝に縣及地方委員會の財政制度の制定を目的とす。

知事は特に縣及地方委員會に關する改正に注意せられん事を望む。最も重要な點は新條令第二十七條にして、豫算準備方法、審査、認可を規定す。

爾今豫算の起案は縣又は地方委員會委員長之を爲す。縣委員會委員長は從前の如く知事之に當り地方委員會委員長は新條令第十六條に依り縣會國

民戰傷者局事務委員會に謀り次で勞働大臣の認可を経たる後知事之を任命す。

起案せる豫算は國民戰傷者局事務委員會の審議に附したる後勞働大臣の認可を求むべきものとす。地方委員會豫算は此の他に縣委員會の審議を受けざるべからず。五月三十一日以前に議決されたる追加豫算は本豫算案と同様なる手續を爲すを要す。

新條令第二十八條は會計官任命方法を規定す。縣委員會に對しては一般出納官吏を以て之に當て地方委員會に對しては知事の推薦せる會計官を勞働大臣と協定の上大藏大臣任命するものとす。

第三十條は支出の設定清算及支拂命令は委員長に依り行るべきを明にす。即ち縣委員會に在りては知事之に當り地方委員會に於ては第十六條の條件に於て任命を見たる者之に當る。

第三十二條に於ては事務報告の呈示及び議決方法を示す。呈示者は委員

長とす。此の報告は三月三十一日を以て締切り前年十二月三十一日以前の收支に適用す。五月三十一日以前に此の議決を爲すを要す。

縣委員會は又各地方委員會委員長の事務報告を審議す。

是等の報告に對し縣委員の爲せる議決及び注意は大臣に申達せられ大臣は國民戰傷者局事務委員の意見を求むる爲め同委員會に回牒す。報告に對しても同様なる手續を行ふ。

第三十四條は會計官の處辨報告の設定及び審査を規定す。二月二十六日法令の他の條項は依然として存置せしむ。

○委員會の財源に關する件

二月二十六日法令第二十條に依り委員會財源を次の三種とす。

一 縣又は市町村、箇人又は私立團體よりの補助金

先づ地方團體より生ずる財源を擧げて縣市町村が此の國民的事業に携はるの必要なる事を明かにす。國家は再教育の殆んど全部を負擔しつゝ、あ

り。是等地方團體は財政上の餘裕あらん限り國家の此の負擔の輕減に努めざるべからず。知事は縣會と共に此の途に力を盡されん事を望む。而して尙市町村中國家を援助するに充分なる財政上の餘裕あるものを知らば之に對し本趣旨を徹底せしむべし。又私立團體に對しても同様の注意を怠るべからず。勿論善良なる私立團體の行動を妨ぐるが如きは絶対に避くべき事なりと雖も、縣委員會は此の種事業の中心たるべきものなれば之に對し出來得る限り財源を集中せしむるは肝要なる事とす。

二 縣委員會の自由行使に供せる贈與。特別用途の明示なき遺贈。特別用途の明示あるもの例へば戦傷者救濟地方を限定せるものの如き。

三 國民戦傷者局が其の經常費より縣又は地方委員會へ補給するもの。此の補給金額を局事務委員は五千法と定めたれど、此の金額の補給を爲さんとせば縣會の同意を得るを要す。知事は委員會使用人に出來得る限り戦傷者を採用すべし。又戦傷者に同情を有し道德的缺陷なき者を使用するを得。

豫算案は第二十七條に據りて作製すべし。國民戦傷者局よりの補助金は局豫算中に編入す。縣又は地方委員會豫算の編成は戦傷者の保護補助を目的として行ふべし。必要なる金額は細大洩らさず計上すべし。但し直接の必要以外に亘る事あるべからず。

○委員會の組織に關する件

委員會組織に際しては委員の選擇に格段の注意を拂ふべし。

一九一八年四月十八日及び五月六日勞働大臣通牒に依り各縣知事は戦傷者の利益を計り得る人々に就て報告する處ありしが、此の際尙ほ人物選擇遺漏なきを期すべし。

委員の人物に關しては勞働大臣宛に詳細なる報告をなすべし。再教育學制を規定し、又軍事衛生局と國民戦傷者局との協同を密接にするに力を致すべし。縣又は地方委員會も之に努力すべき要あり。又物理治療醫師、神經病治療醫師又は其の代理者を委員に加ふるを宜しとす。此の目的の爲めに各

縣知事は地方衛生局長と協調すべし。

委員會は又縣職業紹介所長のみならず知事の監督の下に在る地方職業紹介所長とも關係を持続すべし。是等紹介所は戰傷者の求職上に頗る有要なるものなり。委員會事業の與へ得べき最大限を戰傷者に保留すべし。而して彼等と委員會との接近を計る爲め彼等に代表者を選出せしめて意志の疏通を計るべし。各縣知事は、如上の事業に全力を注がれたし。而して種々の資料を蒐集して其の報告をせられん事を望む。

第六章 戰傷者の職業再教育及中央戰傷者局に關する法律

ルエウ・フキラントロビツク第二百五十八號所載

第一條 一九一八年一月二日國民戰傷者局(*l'Office national des réformés et mutilés de la guerre*) 法ノ施行細則ヲ規定セル一九一八年二月二十六日條令第十一條ハ之ヲ廢止ス

第二條 同條令第二條第八條第九條第十六條第二十一條第二十五條第二十八條第二十九條第三十條第三十二條第三十三條第三十四條及ヒ第三十五條ヲ次ノ如ク改ム

第三條 國民局ハ事務委員會、職業再教育委員會及ヒ改良委員會ヨリ成ル但シ一委員ニシテ他ノ二委員ヲ兼ヌルヲ妨ケス是等ノ組織ハ勞働省令ヲ以テ之ヲ定ム

事務委員會ノ執ルヘキ事務ハ次ノ如シ

局豫算案及會計報告ノ検査

縣及ヒ地方委員會ノ豫算案並會計報告ニ對シ意見ヲ提出スルコト

本令第三條ニ規定ノ遺贈贈與ノ承諾或ハ拒絕ニ關シ全委員會會議ノ意見

ヲ起案スルコト

縣及地方委員會ノ組織、事務又ハ職業紹介等ニ關シ之ト協調ヲ保持スルコ

ト

戦傷者ノ登録簿ヲ作成シ其各々ニ備考ヲ附シ以テ再教育、職業紹介又ハ必要ナル一般救済ヲ容易ナラシム

戦傷者ニ適合スル職業、各産業各地方ノ需要、實行セル職業紹介、地方委員會ノ満タシ得サリシ職業ノ需要供給等ニ就キ正確ナル資料ヲ編纂スルコト

一九一六年四月十七日ノ法律ニ據リ戦傷者ニ保留セル職業ノ分配ニ際シ其意見ヲ提出スルコト

一般ニ國民戦傷者局ノ事務、財政、縣及地方委員會、労働者ニ屬スル諸問題殊ニ職業紹介等ニ關スルモノヲ其ノ所管事務トス

職業再教育委員會

職業再教育従事者ヨリ國庫ノ補助ヲ申請シ來レル時之カ審議ニ携ハルコ

ト

教材、教授法、再教育ノ一般的制度ニ關スル資料ノ蒐集

通學及之ニ關スル事項ノ監督

再教育ニ關スル縣委員會ノ決定ニ對スル反對説ノ檢證

一般ニ職業教育同再教育制度、學校事務及財政其ノ他技術的活動ニ關スル

諸問題ヲ取扱フ

改良委員會

廣ク戦傷者ノ物質的精神的利害ニ關スル諸問題ノ攻究ヲナシ本令第一條ノ軍人並ニ舊軍人ノ扶助ヲ目的トスル諸制度設備職業教育ニ關スルモノヲ

除クト協調ヲ保ツコト

癈兵ヲ扶濟シ教育シ保護スル諸制度及實施サレタル救濟等ニ關スル報告ヲ蒐集スルコト

第八條 局豫算案ノ起案ハ事務委員長之ヲ爲シ事務委員ノ審議ヲ經テ十一月初旬至委員會ニ提示ス豫算ハ至委員會ノ可決ヲ經タル後大統領ニ依リテ認可セララルヘキモノナル故十一月末日迄ニ労働大臣ニ呈出スルヲ要ス

會計年度ノ補足期間ハ地方豫算ニ同シ
收入超過額徵集又ハ支拂未了額一會計年度中ニ支辨シ終ラサリシ計費等ハ毎年五月追加豫算中ニ繰リ入ル但シ此ノ場合ニハ本豫算ト同様ナル手續ヲ經ルヲ要ス

追加豫算中ニハ又支出ノ必要ヲ認メタル計費及之ニ充當スヘキ收入ヲモ含ムモノトス

第九條 總テ支出ハ豫算額内ニ於テ事務委員長又ハ其ノ代理者之ヲ爲ス

事務委員長ハ支出ノ平衡秩序ヲ計リ會計官ニ收入金額ヲ交附ス

會計官ハ總テノ出納事務ヲ司ルモノニシテ又自己ノ責任ノ下ニ收入債權、遺産、贈與其ノ他局ノ財源ノ回收ヲ確實ニナス注意ヲ拂ヒ且事務委員長ノ請求ニ隨ヒ訴追支拂催告手續ニ據リテ延滞債務者ヲ起訴スルヲ得而シテ事務委員長ヨリ支拂命令アリタル經費ニ對シテハ直チニ支拂ヲ爲スヲ要ス

會計官ノ任命ハ労働大臣大藏大臣ノ推薦ニ依リ大統領之ヲ爲ス其俸給ニ付キテモ亦同シ。所屬官廳ハ會計検査院ニシテ財務監督ノ審査ヲ受クルモノトス。任命ニ當リテハ身元保證金トシテ労働大臣大藏大臣ノ協定セル金額ヲ納附セサルヘカラス

保證金ハ法貨又ハ國債ヲ以テス

第十六條 縣委員會ハ縣ノ首邑ニ置ク。委員長ハ知事之ニ當リ委員ハ縣會國民戦傷者局ニ計リタル上、労働大臣ノ認可セル者ヲ任命ス

地方委員会委員長及委員ノ任命ニ關シテハ前項ノ規定ヲ準用ス
縣又ハ地方委員会ハ會ノ決議ヲ經テ戦傷者ノ診察職業教育ノ指導ヲ爲ス
者ニ發言權ヲ與ヘテ委員ニ加入セシムルコトヲ得此ノ場合ニハ是等ノ人々
ニ關スル表ヲ作成シテ國民戦傷者局ニ通牒スヘシ
第二十一條 縣又ハ地方委員会ハ次ノ諸款ヲ議決ス

- 一 委員會ニ關スル事務
- 二 本豫算案及追加豫算案
- 三 支拂命令者ノ計算
- 四 財産管理方法
- 五 不動産ノ賣買又ハ賃貸契約
- 六 不動産又ハ有價證券ノ獲得讓與或ハ交換
- 七 動産ノ賣買
- 八 勞務及補給ニ關スル案竝ニ企業見積ノ承認

九 出訴權

十 處分

十一 本令第四十一條四十二條ニ適應スル要求

第二款及第三款ノ議決ハ勞働大臣ノ認可ヲ經テ効力ヲ生スルモノトス。
地方委員会ノ分ハ縣委員会ヲ經テ勞働大臣ノ認可ヲ申請スヘシ。國民戦傷
者局事務委員ハ是等總テニ對シ意見ヲ述フル權利ヲ有ス。前記二款以外ノ
議決ハ如上手續無クトモ効力ヲ有ス但シ十五日以内ニ知事又ハ大臣ヨリ認
可ノ必要ヲ通告セラレタル場合ハ此限ニアラス。

第二十五條 縣又ハ地方委員会ノ事務ハ委員長ノ命ヲ受ケ事務主事之ヲ取
扱フ。知事ハ事務主事ノ任命ヲ爲ス。事務主事ハ委員會ノ議決ヲ施行ス。
事務主事ハ書記トシテ會議ニ列席シ發言權ヲ有ス。事務主事ノ俸給ハ國
民戦傷者局事務委員ノ詮衡ヲ經テ勞働大臣之ヲ定ム。
事務員ノ採用昇給ノ條件、定員數、俸給、服務規律等ハ委員會ニ謀リテ縣又ハ

地方委員長之ヲ定ム

任命昇給懲戒等ノ決定ハ事務主事ノ提言ニ基キ委員長之ヲ裁決ス

第二十七條 縣又ハ地方委員會委員長ノ起案ニ係ル豫算案ハ十月下半其ノ委員會ニ提出ス

委員會之ヲ可決セル時ハ國民戦傷者局事務委員會ノ審議ヲ經テ労働大臣ノ認可ヲ受クヘシ但シ地方委員會ノ場合ニハ縣委員會ノ審議ヲモ必要トス
五月三十一日以前ニ可決セラレタル縣又ハ地方委員會追加豫算ハ前項ノ手續ヲ經テ認可ヲ仰クモノトス

會計年度補足期間ハ縣豫算ノ場合ト同シ

第二十八條 縣委員會會計官ハ一般出納官吏ヲ以テ之ニ充ツ。地方委員會會計官ハ知事ノ推薦ニ依リ労働大臣ト詮衡ノ上大藏大臣之ヲ任命ス

但シ縣又ハ地方委員會ノ職務特ニ重大ナル場合ニハ労働大臣大藏大臣カ委員會ニ謀リテ提議スル處ニ基キ大統領特別會計官ヲ任命ス特別會計官ノ

保證金俸給モ亦同様ナル手續ヲ經テ定ム

特別會計官ハ會計検査院ニ屬シ財務監督ノ審査ヲ受ク。保證金ハ法貨又ハ國債ヲ以テ充當スルモノトス

「セエヌ」縣委員會會計官ノ任命ハ特別會計官任命手續ニ據ル。服務規律亦同シ

一般出納官又ハ下級會計官吏ヲ委員會會計官ニ任命スル爲メニ要スル經費ハ労働大臣ト協定ノ上大藏省令ヲ以テ定ムル條件ニ於テ支出ス。之ニ給與スル手當モ同様ナル手續ヲ要ス

第二十九條 會計官ハ自己ノ責任ノ下ニ歳入歳出ニ關スル事務ヲ執リ、收入、債權、遺贈、贈與其他委員會ノ財源タルヘキモノノ回收ヲ計リ、委員長ノ訴求ニ隨ヒ訴追支拂催告手續ニ據リテ延滞債務者ヲ起訴シ委員長ヨリ支拂命令アリタル經費ノ支出ヲナス

第三十條 總テ支出ハ豫算額内ニ於テ委員長又ハ其代理者之ヲ定ム。委員

長ハ支出ノ平衡秩序ヲ計リ收入金額ヲ會計官ニ交附ス

第三十二條 縣委員會ハ毎年五月三十一日以前ニ委員長ヨリ提示スヘキ事務報告ヲ議決スヘシ。地方委員會ハ五月十五日以前ニ此手續ヲ了シ縣委員會ノ審議ヲ求ムヘシ

第三十三條 事務報告ニ對スル縣委員會ノ議決注意ハ労働大臣ニ提示シ又國民戦傷者局事務委員ニ通牒ス。關係委員會ノ臨時議決セル報告ハ縣委員會ヨリ報告書類ト共ニ國民戦傷者局ニ送附シ労働大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三十四條 縣又ハ地方委員會ノ事務ヲ執ル國庫出納官吏ハ自己ノ職務ニ關スル特別事務報告ヲ作成スヘシ

前項ノ會計官又ハ特別會計官ノ處辨報告ハ事務報告ノ設定前ニ委員會ニ交附セラルヘシ。會計官ハ委員會ニ屬スル會計書類ヲ保管シ他ニ讓渡スヘカラス。委員會ハ處辨報告ノ結果ニ就キ特別ノ審議ヲ爲スヘシ

第三十五條 會計年度末前ノ九月中ニ會計検査院書記局ニ提出スルヲ要ス
一九一八年九月二十四日巴里各大臣連署

第七章 戦後の慈善事業

ギユスタフ・ドレイノウ博士

一九一九年一月十五日ルゼウフランドロピツク誌所載

戦後の慈善事業に關し、一思潮の奔流しつつあるは、被ふべからざる事實にして、貧窮者を救済せんが爲めの新要件確定に對する提案、思想が新聞紙上に散見せられざるの日殆ど無し。今是等の總てを説明せんは、直接の利害關係無き限り、勞多くして功少き業なるを以て余は、茲に或觀察點よりして最も重要なるもの二三を取りて其の便否に注意を拂はんとす。

先づ、保健省設立の趣旨につき一言無からざるべからず。ナヴル代議士は、議會衛生委員會の可決せる、國民及軍隊の保健、救済、公衆衛生に關する事務を取扱ふべき本省設立建議案を提示せるが、之は、舊來よりの思想の將に實現の途に就かんとする一曙光たらずんばならず。既に一八九四年には、勞働、衛生

保健省の
設立

及公衆救済省設立建議案の、ヴィアン氏を首領とする一味の社會黨員より議會に提出せられし事あり。然れども此の際には、提案中に潜める思想に就て不安を感ずるもの多數なりしが爲、公衆救済を目的とする勞働團體は遂に満足なる結末を得難くして此の提案は一回にして止みぬ。事情斯の如きが故に假令戰爭無かりしとて、必ずや何等かの形式の下に其の現出を見るべきは疑ひの餘地なく、而かも這般の大戦が、其の發生に至大の力を添加せしは論を待たざる所なり。

本省の設立は迅速ならざるべからず。公益に關する諸案の研究は、一特別省と、救済及衛生最高委員會の協同を俟つて、始めて指導し得べく。而して是は目前の急務なりとす。戦勝に酔ひて、四年に渉る精神的肉體的苦惱の間に育まれし内部の強敵——肺病、微毒酒精中毒、傳染病等——を忘るゝことあるべからず。

如上の諸問題に關するもの、中には、充分なる研究を積まざる限り、之を採

用し得ざるものあり。メナアル博士提案の肺病強制保證等は、その例として引用し得んか。此の考案は、獨逸に發したる者にして、フュステル氏は數回、殊に一九〇五年の萬國肺病會議に於て説述せる處ありしが、未だ實際に適用し得る程完全ならざりしが如し。獨逸人の考案なりとて一概に之を排斥すべきか。社會百般の現象に對する、真正に賢明なる方策は、他國民の能く爲し得たるものを利用して而して、彼に秀づるにあり。メナアル博士の提案は、之を法文となす以前に、先づ攻究せざるべからず。博士は問題全般の解決を齎らす事なく、唯、一般的概念を與ふるに過ぎざれども、之に依りて吾人は全項を察知し得べく、其の指示する處に何等の抗言を爲し得ざるべし。即ち「肺病に對する争闘は、實に社會事業と謂つべく、吾人は何人なりとも、金錢を以て本事業の援助をなす義務あり」と。

次に見るべきは、佛國未來の消長に重大なる關係を有する人口恢復問題なりとす。議會公衆衛生委員會主任ドワジ博士は、額面一千法の國民貯金々々

庫通帳を、貴賤貧富の差別無くすべての新生兒に附與せんが爲、七億四千五百萬法の豫算を要求せり。然るに吾人の求むる所は、一九一七年學士會に於てジュール氏の陳述せる如く、健康兒にして、痲疾者ならざるが故に通帳規則には之に應ずる規定を設けて、以て、理想の貫徹に努めざるべからず。又、是等の問題に關係を有する家庭院 (Tasichte Familial) の如きも注意に値す。最後に困難を冒して制定せざるべからざるは、右の國民通帳に要する七億四千五百萬法の税源なりとす。ジュール氏ドワジ博士は、獨身者、後繼者なき家庭、實子無き家庭及相続權に之を求め、更にドワジ博士は、萬人に同一に課税すべきを原則とせり。然れども課税額を均一にすべきか、又は、收納を良好にせんが爲ある條件の下に之を割當つべきかは、尙未だ論究の餘地ある處にして、其の解決は刻下の急務なり。

ロन्दル氏及オルシュプ夫人が豫防の救濟問題に及ぼす影響なる題目の下に、最近のルゴウフ、ラントロピク誌上に公表せる報告は、自今、豫防が

慈善事業中の重要な位置を占むべきことを告げたり。豫防が如何なる方法にて活躍すべきかは、報告中には確説なしと雖も、世人が注意を怠り得ざる點を示明せり。豫防は、固より慈善の理想たるものなれど、然かも此の理想の實現を、近き將來に期待するは不可能なりとす。今や吾人は、社會的事實に眼を向けんとす。戦争は勝利を以て終局を告げ、苦惱は之に隨ひて消散せり。決定的平和は、懸て吾人を重鬱なる悪夢より解脱せしめん。吾人の義務充たすべき不足は豫見せらる。吾人の種族を強固にし、人口の増加を計るは、最も緊切なり。一八七〇年戦役後に於て見られたる如く、結婚率は必ずや増加を來すべし。此の新らしき若き時代に對し、社會問題は論ぜられざるべからず。職工、労働者、小商人又は被使用人の家庭の現在及將來の生計は如何。給料の昂騰は必要なれど、勞力の自由競争に妨げらるゝ恐れあるべく、各種の手當は廢止せらるゝに至らん。戦争の生みたる影響は、收支を益、膨脹せしむべく、豫防を施さんとせば、吾人は之を何處に求むべきか。到る處、總ての環境に必要な

種族を強
固にし人
口の増加
を計る切
な最も緊
要なり

新マルサ
ス主義

なり。奢侈に耽り、快樂に溺れ、美味を嗜み、安樂の家庭を好むは、皆人の望む處なれど、是より生ずる生計の困難に、先づ豫防の必要を痛切に感ずべし。然りと雖も豫防にも亦危険の伴ふを免れず。即ち新家庭の人々が、豫防を格守せんとする時、新マルサス主義のその心に闖入し來るを見る。新マルサス主義の使徒、嫌惡すべき此の近代的妖魔は、若き夫婦の耳に怪しき言葉を囁く。「豫防を云爲するは尤もなる事なり。御身、閑暇なき生は、健康を保ち、老衰を防ぎ、貧困を免れんが爲めに、新たなる負擔を受けんとす！夫も宜し！」されど、小兒を、多數の小兒を持たざるべからざる事は、一考に値す、小兒は大負擔なり。賞與ありとも、貯金通帳ありとも、小兒は、彌が上にも御身の經費を増大せしめ、御身を貧窮の深淵に導くべし。節約すべきは小兒なり。豫防の合理的の聲を聞け。御身の意に適ふ如く生活せんと欲せば、小兒を産む勿れ！」と

病院救済

四箇年間の戦争は、傷病者に關し大に教ふる處あり。科學の環境は不絶動

搖し、各種の實驗探索は日を逐ふて行はれ、醫術の境界は頗る擴大せり。戦線に於てすら、完成せる器具を以て、複雑なる治療を實施し得たりき。偶々僅少の誤謬遺漏ありしとも、之を以て、病院醫術救濟最近の進歩を否定し難く、補助病院、野戦病院の實例を示さば、その進歩の顯著なる蓋し驚くべきものあらん。病院救濟には科學應用を巧みにすべし。臨床治療には、化學、X光線、微菌學の實驗室を用意し、之が取扱者としては、常に同輩より求めて、決して、官公命、換言すれば政治宗教の力に仰ぐ事あるべからず。而して此の取扱者の傍には、欣んで職務に従事する數名の助手を置くを要す。

病院救濟の改革は、大都市にのみ留まるべきものに非ずして、クルン、ン、博士が、最近、地方臨床實驗所より得たる利益を示して、要望せる如く、農村にも希望せざるを得ず。

尙過去四箇年間、身を挺して傷病者の爲に盡せる有識婦人は、依然として保持する要あり。此の他、財政經濟事務の傍に、病院醫師團より選出の、實權を掌

居宅救濟

握する醫術委員を置かざるべからず。彼等は、今日迄因襲に依り關係事務に何等の智識を有せざる官廳の管轄に置かれたる技術上の問題を解決すべき唯一無二の有資格者なりとす。

以上の諸點に續いて、居宅救濟は、舊慣を打破し、麴麵石炭の自動的分配にのみ其の活動を制限せずして、廣く、病人、母子、老齡者の注意を爲し、住宅衛生を監督し、失業保護に力を致さざるべからず。此の目的を達せんには、私人經營のものと同協同するを可とす。萬一失敗の恐れありたる時は、ナンシキ或はランスに於ける例に摸するを得ん。居宅救濟に依りて、始めて社會救護の大事業に進むを得べし。

戦争の來る以前に、救濟最高委員會は、居宅救濟の改良に關して新規定を設けたれども、官廳の怠慢なる、遂に之を空文の儘に放置し終りぬ。

要するに、改良は必要なり。公共救濟の顯著なる改造に向ふ此の改良は、過去現在の事例に徴して必要なり。豫防が如何に發展進歩せりとも、此の改造

を妨害し、若くは之を廢止せしめんとするは不可なり。
 衛生進歩の諸點は、政府が遺漏なき研究の結果を成文として規定するに非ずんば、到底、急速に且つ組織的に實現せしむるを得ず。議會にして戦争が吾人の上に齎らしたる義務の偉大にして緊急なるを知らば、何ぞ法案の可決に躊躇すべけんや。公衆衛生省の事業たるや甚だ困難にして、果すべき使命は重大なり。然れども、常識才幹を有する者は、過ちなく其の爲すべき業を履行し得べく、現在の委員會は、恐らくその爲に有力なる協力者となりて活動せん。斯くて、意志と忍耐ある勞務との合致に依り、戦後の慈善事業は、最初に吾人の示せる如き内部の敵と闘ひ、吾人の勇敢無比なる兵士に劣らざる勝利を獲得し得べく、失はれたる土地は再び我等の掌中に還り來らん。(完)

第八章 物價騰貴對應策

公營市場に關する件(一九一九年五月三日「ルタン」紙所載)

生活必須品及衣服の公營市場の設置

セエヌ縣知事アウトラン氏は、市町村會議に『生活必須品及衣服公營市場』設立に關する件を論議せしめたり。

知事は、巴里補給局内に局長直轄の商業課を創設し、戦時中緊急なる場合市町村會より其の職務執行權を委任せられたる第二委員會をして、其の監督をなさしめんとす。

契約は總て知事の名に依ると雖も、目的違反の疑ある取引、或は、多額の經費を必要とする場合には、特に市町村會の賛成を得べきものとせり。

如上市場の法律上の資格に就きて諮問を受けたるデュキャン氏は、次の如き意見を發表せり。

一、狀況に依り生活必須品及衣服の購買を目的とする市町村事業の設立は

適法なり。

二、此の事業は缺乏の豫防を目的とする保安上の一手段なれば、品種を限局し、原價にて販賣するを要す。

葡萄酒小賣業組合は、商業自由の見地より、率先して此の趣意に反對せり。

縣會と物價騰貴(一九一九年六月二十二日「ルタン」紙所載)

第二委員會委員長ル・コルベイエー氏は、演壇に立ちて述べて曰く、社會狀態が平均施設の再興に努力を要請する今日、物價騰貴の對策を講じ、巴里市への給養を充分にするは實に吾人の最急務なりと。斯く喝破せる後、物價騰貴對策として、或は乾燥せる野菜、肉、馬鈴薯、石炭、牛乳、葡萄酒に關し、或は公營市場に關する報告を試み、最後に結論して、委員會及縣會は、巴里市民が耐え難き困難に逢着するを避けしめんが爲一致協力の要ありと力説したりき。

又同氏は、巴里市の戰時施設事業中、正に經濟的危機にあるものを、數字にて明示せり。之に據るに馬鈴薯及乾燥野菜の無料配給額は、一九一六年に於て

は、二百萬法なりしが逐次増加して六百萬法となり、昨年在りては九百萬法に上り、石炭の分配額は一年五百萬乃至八百萬法を必要とし、三歳未満の小兒に對する牛乳無料給與は、最近二箇年間に、六百五十萬法の經費を支出せざるべからざる状態にありき。

書籍出版業組合の取れる對策(一九一九年七月三日「ルタン」紙所載)

原料品價格騰貴の阻止を目的とする有力なる運動の端緒として、書籍出版印刷業の資本金及労働者の兩組合より選出の代表者は、巴里出版業組合長、上院議員ジャン・デュブキ氏を委員として、縣會議長に會見し、刻下の状態とその危機とを詳細に述べたる後、大略次の如き意見をクレマンソウ氏に開陳せり。

不斷に増給を遂行する時は、遂には一般産業をして、危殆に瀕せしむるものなるが、殊に書籍出版業に於ては、之が爲めに書籍の輸出を妨げられ、其の結果外に向つて、佛國の思想勢力を宣傳し得ざる恐れあり。加之、増給額は底止す

る處なく騰貴する物價に對しては、燒石に水を注ぐに等しく、之を以て労働者の生活状態を改善するの資となすに足らず。

此の苦惱に對する策として次の手段を取らん事を望む。

- 一、生活必須品に對しては國境を開放し、常に労働者の需要に背かざる如在荷を豊富になさんが爲、總ての税を免除すべし。
- 二、市町村殊に巴里に對する給養上の諸制限を撤廢し、仲介行爲を省略し、消費者に直接必須品を給與すべき市町村營業の創立を計るべし。
- 三、政府監督の下に市町村に對する貸出金制度を創立し、市町村をして、労働者住宅の建築を容易ならしむべし。
- 四、生活必須品に對し最低運賃率を制定すべし。而して此率には運賃の臨時増加を加算すべからず。
- 五、禁酒、不當利得額に對する倍額の税、商品の沒收、殊に再犯者には營業用不動産の公賣等を規定し、投機者商人をして之を遵守せしむべし。而して犯

罪が自己の日常の營業以外に於て行はれたる場合には、更に加重す。此の目的の爲め商業監督官を設くべし。

尙代表者は政府に對し、麵麩の供給を圓滑ならしめて其の價格の騰貴を防ぎ、且又騰貴の原因となるべき政治的策略を慎むべきを戒告せり。

クレマンソー氏は、直に活動に着手すべきを宣明し、政府當局は、此の問題の研究、必須品の價格低下に、是等代表者の協議に與らん事を求めたり。

第九章 一九一九年一月二十七日 の市町村會

一九一九年一月二十九日「ル・マタン」紙所載

○退官賜金の件

臨時市町村會は、セエヌ縣吏員、警視廳吏員、其の他同一行政官廳吏員の退官金臨時制度に關し、ルマルシャン、ギロウ兩氏の報告を議事に上程せり。

其の結果一九一七年七月一日來實施の退官金には、年手當の名義にて二十五分の一の増額を行ふ事となれり。但し、該増額金が年七百五十法未滿にして、増額恩給金が、退官金給與の基礎をなせる平均俸給の四分の三以上の場合に限る。本増額金は、下級退官者の爲に可決せる手當を以て充當するを得ず。千九百十四年八月二日以後に退官せる、交戦期間官職にありし雇員、代理人、労働者は、辭職の日より増額金の給與を受くべし。

既に退官せる者にして、戦時中巴里市若くはセエヌ縣、セエヌ縣及附屬地、警視廳の行政事務に臨時復職せる者に對しては、該年數を、二十五分の一の増額金を加算せる退官恩給の原基年數より控除す。

普通労働を行ふ者に對しては、退官金の最小限度を二千法となす。

一九一七年七月一日以前の退官者に對する七百二十法の増額金給與は、退官金増加法案可決に至る迄繼續す。

是等の點に就き、ルキドゥセエ氏は、國家に先つて補助手當の支給を爲す、市町村會の責任に關しての危険を警告せり。又、是等の議決中の或ものは、セエヌ縣知事の認可を得能はざるの恐れあり。

○生活費騰貴の件

常態を逸せる現下の生活費騰貴は、退官金増額に關する大なる論題となりたり。

エゼン氏は、財産沒收、投獄等の手段を取りて、投機を極力壓迫せしむべきを

進言し、ドゥセエ氏は、過去二箇年に亘りて商品の一般的微發及其の分配を力説せるも徒爲に終れる事を述べ、エミキル・デオウ氏は、討論範圍の大なるを見て、更に特別會議を開催して、生活費の騰貴を議すべしと主張せり。特別會議開催の件は可決を見たるが、同時に、シャツセイニユゴワイオン氏は次の提案を試みたり。

給料若くは退官金の増加が物價騰貴の直接結果として市町村諸吏員より絶叫せられ、吾人の財政の未來を脅す此の恐ろしき環境を脱出せんとせば、唯一に日用品の價格減少に依るのみなる事に思ひ至らば、遲滞なく主務官廳に此難局を開示し、公安に一大危機を齎す恐れある各種の状態を終熄せしめんが爲に特別手段を取らしむべし。

此の提案並に一九一四年九月十一日物價騰貴に對し内閣會議長の創定せる内閣委員會を、政府の下に再起せしむべしとするエミキル・デオウ氏の修正案は、滿場の感情を發露せるものなれば、直ちに可決せられぬ。

最後に、モウリス・クワンタン氏は、巴里納稅者が費用増加の結果二億の負擔をなしつゝあれば、これ以上の新課税に對しては到底負擔力なき事を指摘せり。要するに緊要缺くべからざるは、一日も早く、政府が物價騰貴に對し必要なる救済を施す事なりとす。

○失業資金の件

労働委員會長エシキル・デラランドル氏は、失業資金の創設を決定せしめ、次の如き救済率を規定せり。即ち家長に對しては一日二法七十五。失業死傷者及十六歳未満の小兒に對しては一法二十五。家長に扶養の義務ある遊食の尊屬親に對しては一法を給す。

第二編

第一章 農村の社會事業

サーヴェー一九一九年五月十七日號所載

一九一九年一月六日及七日の兩日、バルティモアに於て開催せられたる第一回全國農村生活協議會(National Country Life Conference)に際し、ウォーレレ、エイチ、ウィルソン氏を議長とせる道德及宗教に關する委員會は、其の會議に於て採用せる左の如き決議事項を報告せり。

該委員會は、全國農村生活協會(National Country Life Association)が左の諸事項を處理する爲め、一名の委員を指名すべき事を勸告せり。即ち

(a) 米國に於ける地方改良事業中最も喫緊を要する事項に對し試験的豫定計畫を起草する事

(b) 重複と徒勞とを避けんが爲是等諸種の機關の改造的豫定計畫を一樣ならしむるの目的を以て向ふ三十日間以内に國防會議、赤十字社、基督教青年會及女子基督教青年會、出征軍共同後援會(War Camp Community Service)及其の他農村に於ける社會事業を國家的規模の下に計畫せんとするが如き義勇團體の代表者と協議を開催すべき事

決議事項の目的を遂行する上に於て、農村生活協會の實行委員は、是等團體の事業の確固たる統一を謀る事を以て寧ろ不得策なりと思惟せり、然れども決議事項に示されたる農村生活上の最大喫緊事及之が對應策を論議するが爲彼等の間に協議會を開催する事に依り多大の効果を擧げ得べし、而かも之は謂ふ迄もなく之に關與する諸團體の協賛する所なるべし。是等諸團體に屬する實行委員の間に於ける個人的會見後即ち三月十四日ワシントン市に於て本會議の開催を見たり。會議に對する諸準備は全國農村生活協會の委員の擔任する所なりき、而して其の議長は、合衆國農商務省内の地方團體部

長たるシ・ダヴリ・タムソン氏にして其の會員としてはオハイオ州大學の教授にして同時に米國家庭經濟協會會頭たるエドナ・エヌ・ホワイト、ノリス・カ
ロライナ大學のイ・シー・ブランソン、コーネル市に於ける紐育州農業大學の
デイ・ン・エイ・アルマン、國民農業利益増進組合(National Grange) 實行委員會議長
たるティ・シー・アトキソン教授、全國農業團體會議實行委員會議長ダヴリ・
ティ・クリーシー、ニュウジャージー農業局書記アルヴァ・アギー教授、メリーラン
ド州コレヂパークなるエイチ・ジェー・バッターソン夫人、赤十字雜誌の事務支配
人イ・フレッド・ドイストマンの諸氏を有す。會議召集に對する此の委員會の
一般的見解は議案として提出せられたる主義の開陳に對する序言として陳
述せられたる左の事項に依り明らかに察知するを得べし。

(一) 社會事業は、其の初期に於ては赤貧者及移住民階級に對する都市交通
の影響に因つて發生せる必要に應じて都市に發達せるなり。而して其の事
業は比較的少數の富裕者に依つて經營せられ且つ専門的に教育せられたる

事業家に依り管理せらる。

(二) 農村社會に於ける社會事業は二重の根元を有せり、即ち

(イ) 農民自身が農村地方の社會状態を善良ならしめむとする努力、此の運
動は穀倉、地方教會、地方學校及農事役場等の如き農村社會に固有なる制
度施設に依り發達せり。

(ロ) 都會に於ける社會的諸機關が農村社會に普及擴大せる事。

(三) 農村生活の根本的價値は優越なる家族及家庭生活の利益に存す。各
家庭は地方に於ける有力なる社會的機關として認められざるべからず。農
村社會に於ける組織の複雑を現出するの結果動もすれば社會的要素として
の各家庭を個々に分立せしめむとするが如き傾向ありと雖も、此の傾向は極
力之を排除するに努めざるべからず。

(四) 農村社會は常に村又は町を以て中心地とする地方商業區域と共に終
始す、然れども此の法則も亦屢々例外無きにあらず、而して現存せる社會は、理

想的又は人工的社會の標準たらむよりも寧ろ實際的社會組織の單位として認められざるべからず。

(五) 社會的中心地に於ては農民と町村の住民との間には其の利害に於て確然たる差別あるを常とす、而して社會的團體の事業の一面は社會を統一するに在り、而かも之は先づ其の地方近隣に於ける指揮統率を完からしむる事に依り達成するを得べし。

(六) 所謂農村社會は、農業地に依つて圍まれたる中心地としてよりも、寧ろ商業的中心地を有せる農業地の一團と考ふるを以て至常とす。社會的及政治的統率者は屢々町の中心に在住する事ありと雖、農民は寧ろ彼等自身の統率者に服従し能く彼等に對する責任を負ふを常とす、而して農村の社會事業は地方住民の誠實なる努力に俟つにあらざれば、永久的基礎の上にあると謂ふを得ざるべく且つ眞に社會的事業と稱すべからざる也。此の理由に依り都市又は町の統治者に依る社會事業の普及獎勵は、屢々農民をして、彼等自身

より事業を「取上ぐる」ものなりと思惟せしめ、却つて彼等をして事業を維持せしむる事難きの結果を見る。

(七) 從來農村社會は其の社會事業の爲めには殆ど有給従業員を使用した事無かりき。牧師は殆ど到る處の農村社會に之を見出し得べしと雖、其の執務の時間は二個若しくは二個以上の教區の間に割り宛てらるゝ事あり。地方農業委員、及家庭指導委員(Home demonstration agent)等は各州に依つて雇傭せられたる幾多の社會事業家なれども、彼等は郡(County)及州(State)の金庫より補助金の支給を受く。郡の政廳に雇傭せらるゝ社會事業家の外、公衆衛生及家庭出張看護婦等は地方義勇協會に雇傭せられたる社會事業家中前記のものに亞いて最も多數なりとす。基督教青年會は現今百箇以上の郡(Counties)に於て地方秘書役を有し且つ女子基督教青年會も亦殆ど五十箇の郡に於て地方秘書役を有す。概括すれば全國を通じ農村組合は私設團體に雇傭せられたる一の社會事業家をも有せざるなり。

(八) 農村組合は都市團體の有するが如き富力を有せず、而して農夫の純現金収入は比較的少額に過ぎず。故に農村組合に於ける社會事業に對する豫算は一定の制限を有せざるを得ず、殊に地方財源に其の維持を俟つ場合に於て然りとす。

(九) 農村組合に於て又は郡内の諸團體、私設團體又は郡政廳の何れかに依るに依り雇傭せらるゝ社會事業家の數は已むを得ず、是等の條件に依つて制限せられ且つ勞働の分業は未だ都市に於て普通なるが如く爾く發達するを得ざるなり。

(十) 戰時狀態が農村組合に於ける社會事業の必要及専門的教育を有する指導者雇用の價値及必要を表明し且つ又農村組合の諸種の社會的要求を代表する國家的團體が今や彼等事業の諸般の進歩に對し大に援助する所あらんとするを以て是等の代表機關は悉く前記諸條件に適合するやう農村組合の事業を發達せしむる爲め共通的理解と手段方法とを具備すべきを可とす

るが如し。

此の會議に於ては九箇の國民的團體代表せられ且つ農村組合に於ける社會事業に關與せる政府各省内各都府の代表者之に臨席す。此の會議は、其の發端として農村組合の重大なる要求及農村社會事業に適用すべき原則及農村社會事業の組織方法に關する説明を試みたりき。是等各議事は委員の一團に依つて組織的に陳述せられたりと雖僅かに一日を以て其の全部を議了する事不可能なりき。各委員の見解の一致せる事は明かにして四月十日及十一日の兩日同一場所に於て開會する爲會期を二日間延期する事に關しても亦全會一致の結果を見たり。

此の第二次會議に於ては諸種の公共團體は各々其の代表者を出せり(團體及人名省略)

前會議に於て指名せられたる委員は修正したる報告を再び提出し會議に於ては此の報告を自由討議に附せり、更に幾多の問題に就て再度の修正を加

へむが爲之を委員附託となせり、斯くして最後の陳述は殆ど何等の除外例無く満場一致を以て採用せられたるなり。會議の經過及決議事項は、今や該會議の司會者たるシー・ダヴリュー・トムソン氏の手により、編纂の準備中にして、之は總て合衆國農務省に於て出版するに至るべし。

一般公衆をして是等團體の關係をより善く熟知せしむべき一の重要な方法は、共同陳述書(joint statement)の準備に依つて達成せらるべく尙之が爲め規則は、會議の採用せる次の如き決議に依つて之を定むべし。

『本會議に於て代表せられたる農村社會事業に従事せる是等國家的團體は、其の事業及政策の豫定組織制度に就いて説明を爲すべき事、且つ此は會議の決議事項と同一形式を以て出版せらるべし。蓋し之に各員の行はんとする職務及彼等相互間及農村組合に對する彼等の關係に關し共通的理解を得しめんが爲なり。』

此の陳述は目下出版準備中なり。

本會議の主眼とする所は、農村社會事業に於ては郡(County)又は區(District)が行政上の單位たるべしと雖、有効なる社會事業に對する機能上の單位は、組合(Community)に在らざるべからずとの事實に對する一般的主張に在りとす。組合の要求を査定し且つ其に對し、何等か社會的計畫を採用せむが爲に公衆の輿論を喚起し、且つ之を統一する事を得べき組合組織の必要は、農村組合に於ける社會事業の恒久的成功を贏ち得べき基礎條件たるものと考へられたり。該會議は其の會議に代表せられたる諸團體に對し、農村組合に依る彼等の社會的要求の討議を刺戟する爲、彼等の側に於て共同的努力を爲すべきを奨励する事を提言せり。而かも之は、組合及郡會議を組織する事に於ける手續きに關する注意と共に、農村組合の社會的要求に關する研究と、討議に對する注意の方法を準備する事に依り一層進歩すべし。而して之が方法の準備に對する委員會は設立せられ已に其の委員の使命を見たり。關係の諸國民團體に依る上記出版物の準備及之が一般的使用は地方農村組合に於ける社

會事業の成効に對して、最も必要なる共同作業に關し、公衆及地方指導者を教育する上に於て、多大の貢獻を爲すものなるを信じ得べし。

第二章 農村に於ける婦人の事業及農業の改造に於ける婦人の位置

ローランド・ウィルキンス夫人述

農村に於ける婦人事業を考察するに當りては、二個の立場より之を論ずる事を得べし。即ち(一)婦人に對する職業の提供(二)農業の爲に必要なる婦人の援助、是れ也。

予が爰に説述せんとするは、即ち後者の見地よりするものとす。然れども農村に於ける一般婦人事業に關する豫備的智識無くして、これが状態を知悉する事は蓋し困難なり。此の問題は實に戦時中に於て殊に重大視せらるゝに至れるが、此の戦時事業に依つて發生せる事實は概ね此の如し。農村婦人に關しては、全國を通じて一般的に之を觀れば、地方農村婦人の労働に對する極端なる嫌惡、彼等の間に存在する一種の感情、即ち職業として其

農業の爲に必要なる婦人の援助

農業の嫌忌と貸銀の少額

の威信を傷くるものなりとの觀念、但し此の感情は戰時事業なるの故を以て幾分緩和せらるゝ所ありしは、彼等農村婦人が争つて其の所謂戰時の勞務に服せんとせし實狀に依つて知るを得べし、及農村婦人に對する賃銀は、其の戰前の賃銀と同様に、男子の低賃銀に比してすら極端に低額なる事を看取し得べし。

新しき戰時勞働者に關して、出現せる重要なる狀況此の如し、第一一般婦人は農村に於ては事實上有ゆる輕易なる形式の勞働に従事するを得る事、及或る幾分の者は熟練せる手工的業務を習得する事に極めて迅速なるものある事。第二に賃銀取得者として、彼等は彼等自身を維持するに辛じて十分なる収入を得つゝあるに拘はらず尙ほ彼等終日の勞働は一般に男子の勞働に比較し農家に取つては高價なる勞働なる事。之は諸種の原因に歸すべく而かも或種の農業に於て殊に然りとす。其の主たる原因は疑も無く、婦人の體力の劣等なる事及彼等の多くが新參者たる事實に在り。然れども予は之

賃銀の僅
少なる所
以

に對しては、一般農夫にして、輕勞働と重勞働との別を設け、各々其の人に應じて勞働の手順を變更する如きもの殆ど絶無なるを附言せざるべからず。若し此の方法に依る時は、農夫は男女兩勞働者より最大限度の勞働力を贏ち得べきなり。

現在に於ては、農業は婦人に對し、或は特殊の誘惑を感ぜしむるが如き職業たるの觀無し。而かもこは婦人が全然農業を爲し得ず、又は其を欲せざるが故に、或は之に伴ふ生活狀態及其の賃銀率に因つて然るのみ。現に之に従ふものは、彼等が其の農村に人と爲り、且つ其の圈内を脱出せんとする何等の意志を有せざるが故か、又は彼等は更に有益なる職業に従事せんとする希望よりも、寧ろ戸外の生活に對する愛着に依り、農業其のものに興味を曳かるゝの故かを以て、唯僅かに、從來の生活狀態を繼續するに過ぎず。

然れども、予は最初に説述せるが如く、敢て婦人に對して可能なる職業の見地よりして、此の問題を論議せんとするに非ず。何となれば予は問題の他の

一面即ち農業の發達に於ける要素としての婦人の地位は、より以上に大なる問題にして、之が完全なる解決は、惹いて以て他の問題を、有効に解決するの端緒を與ふべく、若し農業にして婦人の助力を俟つて改造せられ、且つ進歩發達すべきものとせば、其れは纏て婦人自身に取り、單に幸福にして健全なる職業たるのみならず、尙彼等に對し、極めて清淨なる生活を爲さしむるに至る事必然なればなり。

予は爰に農村婦人が、農業改良事業に携はるべき其の職責の、極めて重大なるものあるを力説せんとす。蓋し予は婦人の援助無くしては、到底農業改造の行はれざるべきを想ふものなるを以てなり。

然れども予は敢て、婦人が此の事業の爲めに其の一身を犠牲に供すべきものなりと謂ふにあらず。一方に農業は、婦人に對して收益ある職業にあらずと斷じ得べしと雖も、同時に又他の一面より之を見れば、農業は從來已に農村地方に生活せる百十萬四千八百三十四人の農夫、労働者、及小地主等の妻女、姉

妹及娘等の助力を必要とすと謂はざるべからず。

此の問題は二様の見地より之を考察する事を得。但し之は婦人に對する職業を見出す事を以て其の目的とするか、又は農業の進歩改良を以て目的とするかに依つて、其の考察を異にすべし。予は則ち後者の點より之を考察し、且つ農業の發達に對し、各階級の婦人が、果して何者を貢獻し得るかを究明せんと欲す。

予は廣義に於ける農業の進歩發達は、二重の目的を有すと言はんとす。即ち

(一) 土地の生産能力を最大限度に迄増進せしむる事。

(二) 農村地方より都會への移住を防止し、且つ農村住民をして其の郷土に安住すべきを奨励する事。

是等二種の目的は明かに農村地域に於ける婦人の共同作業に俟つにあらずんば、達成する事難きを以て、所謂農村婦人の努力は、決して之を輕々に看過

する無きを要す。社会の秩序は三様の目的の爲に維持せられざるべからず。即ち

『経済的進歩』の爲『政治的安定』の爲及『幸福なる社会生活』の爲之なり。とは從來已に屢々言説せられたる所なり。而して婦人が農業に關して爲し得べき特殊の職務は、前記の『経済的進歩』及『幸福なる社会生活』の二項目の下に包含せらるべきものなりとす。

経済的進歩に關しては、彼等農村婦人は、直接に食料品生産の増進に助力する事を得べし。即ち

- (イ) 搾乳、家禽飼養、養蜂、養兔、園藝、及果樹栽培等の如き小農産業に従事する事、且つ之に關聯しては、特に從來小借地の發達が、多くの場合農村民の妻女及娘等の勞役に由つてのみ實現せられたる事を記憶せざるべからず。
- (ロ) 收穫、耕鋤、採果等の如き季節的職業に對する勞働力の豫備供給者たる事。

彼等農村婦人は、第一に自家用たると販賣用たるとを問はず、自家栽培の腐り易き産物の貯藏に、最大の注意を拂ふ事に依り、第二は、販賣に適せざる自家生産物を其の家庭に於て更に有効に利用する事に依り、海外の食料品の輸入を減少せしめ得ると同時に、彼等の夫の賃銀を増額せしむるに益する所あるを得べし。農夫の妻女が、林檎又は李等を安價に賣却し、同時に高價なるジャムを購入する事は、經濟上全然不合理なるべし。

『社交的生活』に關して言へば、農村地方の人口の減少を來したる諸種の原因(即ち、不良住宅、低賃銀、將來の見込なき事等)は、男子よりも更に甚しく女子に影響を及ぼし、且つ農村婦人の不満は、聽て彼等の都市移住に依つて、男子に多大の影響を與へたりき。若し婦人にして、勞苦少なくして尙能く樂しき家庭を作るの途を知り、且つ又農村生活の自然的利益をして、都會への人爲的誘引に對抗せしめ得るが如き社会組織を建設するに必要なる智識を有したらんには、彼等の勢力は、恐らく反對の方面に向つて發露せしなるべし。

今や農村に於ける大勢が、婦人の援助を必要とする方向に在りとせば、此の援助を最も有効ならしめむが爲めには、農村婦人の教育を進歩せしめ、且つ彼等を統一すべき機關を、發達せしむる事を必要とす。而して婦人の場合に於ては、其の事業の要素は、單に農業のみに存するに非ずして、家庭の事に存す。随つて非農業的設備は、兼て用ゐて以て、農業的改造に對しても亦適切なるを得べし。斯して教育課程の中には、家事經濟と農業とを包含し、且つ共同的裁縫機械の設備は、殆ど共同的耕鋤機の設備と同様に、必要缺くべからざるものたるに至るべし。

農村婦人の教育を成功せしめんが爲には、二種の條件を必要とす、即ち教授方法の組織及生徒の組織是れなりとす。

教授方法の問題は、農事改造の上に於て最も重要な點なり。而かも此の點に關し、予が茲に多くを説述せざる唯一の理由は、本問題が已に一九一五年の農業教育會議の報告に於て、十分に論ぜられたるを以てなり。農業教育會

は、婦人の農業教育を一種特別なる問題として研究したる最初の機關たり。其の主要なる必要條件は凡て左の如し。

- (一) 農村地方に於ける初等教育に於て、努めて農村的趣味を注入すべし。
- (二) 初等教育に於て其の興味を誘發せられたる少女は、十四歳の年齢に於て學校を卒業すると同時に、其の受くべき教育の機會を限定せらる。即ち現在に於ては、十六歳に至る迄少女は農園學校(Farm school)に入校するを得ず、從つて彼女は、其の二年間に於て、早くも農村地方の事物に對する興味を失ふに至るべし。

- (三) 一定の連絡を設け、特別なる才能を有する少女が、農園學校に入り、又は農園學校より、更に進みて、農業學校及農業専門學校等に進み得るが如き便宜の方法を講ずべし。之は曳いて(イ)獎學金の規定及(ロ)各一縣又は二郡に對して一個を建設するが爲には農園學校の著しき増加又は之に代るべき一定の教育設備の増加を伴ふ。

(四) 家庭に在る婦人に取りては、組織的の巡廻教授制度を施設する事を要す。且つ之は所謂講義よりも、實際的教授の形式に依るを可とす。

(五) 家事經濟は、如何なる組織の課程に於ても、重要な部分を爲すべし。生徒の組織に關しては、普通の初等教育に於て、國家が凡て教育の施設を爲すのみならず、生徒の出席が法律に依りて強制せらるゝ事は頗る注目し値すべし。形式の如何を問はず、農業教育の施設に於ても、政府は其の教育的設備は之を行ふ事を得れども、其が有効に利用せらるべき事に就ては、何等の保證を有せざるなり。從來の經驗に依れば、郡市參事會の教育に於ては、頗る多額の費用を以てして、而かも絶望的結果を得たるに過ぎざりき。故に殊に其の生徒の多數が散在せる地方の青年者にして、各々其の家庭を離れ難き事情の下にあるもの多き場合にありては、教育の目的を達せんが爲には、農村關係者は、自ら國家の教育政策の有効なる發達を圖るが如き施設を行はざるべからざるなり。

英國に於ては、最近に婦人會 (Women's Institutes) なる形式を以て、此の目的を達成する爲に、最も有効なる機關の發達を見るに至れり。是等農村婦人の協會は、全然自發的に創始せられたるものにして、政府當局者より何等の指揮監督を受くるものにあらず。

是等婦人會は、其の會員をして、相當なる教育の存在を條件として、政府又は、義勇的代表機關に依て施設せられたる、現存の教育機關を利用する事を得しむべし。加之婦人會は、其の會員たる婦人が、據て以て農業的改造の増進の爲めに自己の習得したる智識を應用し得べき實際的機關たるなり。

之を概括するに、經濟的進歩及社會的生活に關する農村婦人の事業は、悉く婦人會の範圍内に在りと謂ふを得べし。

實に婦人會は、政府の各省及民間義勇的團體より發生する、有ゆる改革を農村婦人に傳達し、且つ農村婦人をして、之を自己の理に於て任意適用するを得しむべき、一個の仲介者たるを得べきなり。即ち予は爰に、詳細に亘り所謂婦

婦人會は
通常各村
に設けら
るに

人會の事業を説述せんとす。
婦人會は、唯單に彼等相互の援助を目的とする、統一ある婦人の集團にして、通常村を以て其の單位とせり。概して婦人會は、特に其れ自身の目的の爲にのみ使用すべき、地方的家屋を有する事無し。彼等は地方市場の開かるべき町に於て、休憩室を有する事あり。然れども、通常彼等の會合は、臨時借用の部屋又は村落學校の教室に於て之を催す。學務院が此の運動を賞賛し、且つ此の目的の爲に、學校の教室を貸與する事を奨励すべきは、極めて望まじき事なりと謂ふべし。

婦人會と
衛生及家
庭

婦人會の事業は、決して農業にのみ限らるゝに非ず。蓋し婦人會の價值は、農村の婦人を統一し、以て如何なる目的に對しても、利用し得べき機關を、提供するの事實に存す。

婦人會が農務院に對して、多大の價值を有するものなる事は、明かなりと雖も、尙又他に衛生に關しては、地方政務院に、戰時貯蓄に關しては大藏省に、巡廻

佛蘭西及
白耳義に
於ける農
業俱樂部
部

教授に關しては、郡市參事會に對し、同様の價值を有するものと謂ふを得べし。更に婦人會が、其の主眼とする所は「家庭」に在る事を記憶せざるべからず。蓋し家庭は、經濟的進歩と國家の安泰との基礎たるべきものなり。故に婦人會の運動と相關聯せる事業は、決して婦人をして其の家庭を去らしむるが如き事無きのみならず、寧ろ自働的に家庭の進歩向上を促進すべきなり。

英國に於ては、婦人會は大戦の勃發後初めて設立せられたるものなり。即ち此の運動は、一九一五年を以て開始せられたるなり。愛蘭に於ては、婦人會は已に殆ど七年間、聯合愛蘭婦人會の名稱の下に其の事業を經營せり。

佛蘭西及白耳義に於ては、農業家俱樂部 (Cercles des Fermiers) と稱せられ最も盛況を呈せるが、此の稱號は國によりて種々異なるが如し。然れども現在の目的上、最も優先の地位を占むるものは、加奈陀に於ける婦人會なりとす。予が爰に加奈陀婦人會に關して詳述せんと欲する所以のものは、蓋し過去二十五年間に亘る同國婦人會の事業の經驗は、我國に於ける此の種事業の參考とし

て利用すべきもの最も多く、且又其の活動の状態は他の諸國に比して、最も良く發達せるを見ればなり。而して予は其の活動の状況を記述して、以て我が英國に於ける婦人會の潜勢的餘地を指摘せんと欲するものなり。續いて予は更に英國に於ける事業の概要を述べし。

加奈陀に於ける婦人會

加奈陀に於ては、農務省監督の下に各州に中央機關を有し、中央機關は支部會を統一し、且つ各支部の創設費を負擔す。各婦人會は農務省に依つて登録せらる。一度其の事業を開始するや、婦人會は彼等自身の事件は、其の地方に最も適切なる方法を以て之を處理し、且つ之を處理するに當りては、法則又は規則に依つて定められたる一般原則及手續等に對し、周到なる注意を拂ふを常とす。

婦人會の事業は、之を大別すれば五個の項目に分つ事を得。即ち「教育」「農業」「家政」「地方行政」及「社會生活」之れなり。

加奈陀婦人會の組織

其の事業

(一)教育

「教育」に關しては、婦人會は毎月集會を開き、其の會場に於て講演を行ひ、又は會員自ら書類の朗讀を爲す。又會員の家庭製作品の展觀、例へば小兒服、調理したる家禽、繡詰の果實等及料理法の實地教授を行ふ。彼等は又、家庭又は農村工業教育の一手段として、他の團體の援助を利用する方法を講ず。彼等は新聞紙に寄書して、家庭及農業に關する問題を論評し、又諸種の仕方書 (leaflet) 及小冊子を廻覽に附す。又婦人會は政府の巡廻圖書館を受託し、又會自身の圖書館を設置す。其の圖書は、主として家事及農業に關する技術上の書籍を以て之に宛つ。最後に婦人會は、婦人會と農業専門學校との間に、密接なる關係を作り、且つ自ら大學巡廻講話及他の教育的事業の爲に、興味ある社交的地方中心となり、以て農業及家政學に關する専門學校と、農村住民との間に於ける一個の仲介者たる事に努む。

「農業」の部に於ては、婦人會は有ゆる物資及其他の需要品の、共同購入の方策を講じ、又其の會員の製作品を以て一大展覽會を開催し、且つ互に賞牌及

(二)農業

賞金を設けて競争を行ふ。加之地方食糧品生産の増加に努め、且つ家庭及地方産物の購入を奨励す。又最良の方法を以て、腐敗性生産物の保存を奨励す。

(罐詰果物及罐詰野菜等の如し)

稀には彼等婦人會は、共同ジャム製造所、鶏卵貯藏所及乳酪製造所を經營す。

『家政』の部に在りては、婦人會は家庭需要品の共同的購入の設備を爲し、又或る高價なる家庭用器具即ち塵埃吸收掃除器、裁縫器械等の共同的使用の方法を講ず。而して又會員の家庭に於て、新製の器械を試験して、其の結果の報告を爲す。又彼等は共同的洗濯所を經營す。

(四) 地方行政

『地方行政』に關しては、婦人會は公衆衛生吏員と協同作業し、又衛生及保健に關する報告書を播布す。且つ汚物、塵埃の危険に就き注意を喚起し、『蠅の根絶』に關する運動等を組織す。又公園及公共地の改良に關する事件に就ては、地方官憲と協力し、且つ見苦しき廣告招牌等に對する反對輿論を喚起す。婦人會は又地方學校會議に於て、婦人代表者を選出し、且つ職業及保護委員會

(五) 社會生活

(vocational and care committees)を組織し、家政及農業學の教授を奨励し、學校農園及小兒の草花展覽會を援助す。彼等は又學校の衛生狀態、其の他に關する取締法の履行に注意す。『或る一州即ちプリンスエドワード島に於ては、婦人會は地方農村教育進歩の爲めに、實際上凡ての政府の政策を受託して之を施行す。』

『社會生活』に關しては、已に列記せられたる加奈陀婦人會の各種の事業は、何れも地方近隣の婦人を結合せしむべき、新しき聯鎖及利害關係を形成するものにして、其の結果社會的交際は、益々農村生活に於ける要素たるに至るべきなり。婦人會が集會の爲に使用する部屋は、其の會員の爲の俱樂部たるべく、且又其の會員の爲には市場開設の町に休憩室を設置す。更に之に加ふるに、婦人會は附近の青年及少年の爲に、社交的集會及娛樂の施設を爲す。

英蘭及威爾斯に於ける婦人會運動

婦人會の運動は、英蘭及威爾斯に於ては、一九一五年農業團體協會に依つて

開始せられたり。現今に於ては、百個以上の婦人会ありて、殆ど五千五百の會員を有す。而かも此の運動は益々急速に發達しつつあり。

婦人会運動の開始は、戦争の勃發と同時に、食糧生産の増加に依つて喚起せられたる一般的興味は、大に婦人会の活動を誘起し、主として庭園及貸附地の耕作改良、軍隊用野菜の採集及食糧生産品の利用、保存に關し最善の努力を試みたり。尙野菜類の販賣及共同作業に基く種子及肥料の購入に對しても、亦大に力を注げり。要するに如上の一般的結果に依れば、地方的並びに國家的事件に關しては、有らゆる階級の農村婦人の間に、一種の新しき興味を喚起せしめたるを認め得べし。同時に個人の家庭に關する事件に於て誘起せられたる個人的興味は、農業の改造に於ける婦人の職責の遂行に對する基礎條件として利用せらるゝ時は、是亦貴重なる國家的財寶を形成するものたるを失はざるなり。

第三章 農村生活に對する新見解

(改造問題より見たる農村生活)

エリサベス・ロピンス述

ナインティーンセンチュリー一九一九年三月號

戦後諸多の方面に於ける改造事業の一素因として『婦人会』*Womens Institutes* は、最も重要な地位を占むべきものと信ずるを得べし。婦人会が、地方團體の事業に關與せる人々に及ぼすべき影響は、暫く之を別とし、彼等が更に廣く一般的の利益を招來し得べく、國家並に個人の爲に貢獻せんとする實力の如何に甚大なるかは、已に昨年(九一八)十月下旬中、斷へず熱誠なる群衆が、カックストーンホール(Caxton Hall)に集合せる事實に徴しても、之を認め得べし。全國婦人会聯合會 *National Federation of Womens Institutes* の組織に係り、且つ皇后陛下の統裁を仰げる農村工業博覽會及工作品販賣會は、デンマン夫人、農務院總

裁、農務院婦人部長ヌリエル・タルボット嬢、代理總裁アルフレッド・リッドウルトン夫人、ロイド、ヂョルヂ夫人、ダヴリ、エム、ヒューズ氏及バーデンパウエル夫人等に依り、數日間に亘り開催せられたりき。

所謂『婦人會運動』成功の原因及其の發展に對する國家的必要を詳論す先立ちて之が簡單なる歴史に就て些か説述する所無かるべからず。るに所謂婦人會なるものは、加奈陀に於て而かも已に殆ど二十五年前に於て起れり。而して大戦勃發の前年に於て、アルフレッドワッド夫人初めて英本國に傳へたるものにして、爾來引續き同夫人は、銳意之が發達を圖りつゝありき。是等婦人會の一創設者が到る所に於て、『吾人は戰時中此の種の事業に従事すべき時を有せず』との言を耳にしたるを想へば、ワッド夫人も亦之と同様なる言辭を耳にしたる事幾度なるかを知らざるべし。彼女は自ら、其の事業の當初に於て遭遇したる幾多の困難に就て語る處ありき。吾人がワッド夫人に負ふ所の大半は、當時已に他に幾多の緊急なる戰時事業ありしに拘らず、曾て平和の

時代に於て企圖せられ、而かも未だ文化の發達せざる西部の地方に於て、徐に進歩せる此の種の計畫が、我國に於て爾く歓迎せらるべきを察知したる豫想の正確なりし事なりとす。勿論當時に於ては、斯くの如き計畫は、其の本來の目的の如何に關せず、其が國家の爲の事業なることを現はすべき形式を明かに備ふるにあらざれば、遂に何等の成功をも見る事能はざりしなり。此の必要條件の満たされたるが故に、一九一四年に於て、是等婦人會の數百三十七個なりしに拘はらず、一九一八年に於ては、一九一五年以來農業團體協會(Agricultural Organisation Society)保護の下に活動を始め、且つ一九一七年以來は、正式に政府に依つて採用せられ、且つ農務院の食糧品生産部に從屬せる團體の數約八百を數ふるに至りしなり。

戦後に於て農業上の利益を統一し、且つ農村生活の勸誘を盛ならしむる事の必要は、最も痛切なるものあり、即ち若し『婦人會』にして、已に存在する事無かりせば、農務院は必ずや自ら此の種の協會を創設するの已むを得ざるもの

ありしなるべし。

是等農村婦人の組織に係る協會の爲す所は、極めて保守的にして、毫も發展に伴ふ何等の創意あるを見ず。蓋し其は極めて自然の儘に發達し來れるに過ぎざるなり。即ち彼の加奈陀に於て、住民の稀少なる地方の農民の妻女が毎月相會して驩を交ゆるが爲めの必要より、此の種の協會の發達を見るに至れるものなりと雖も、吾人は強ち此の實例を以て、已に教區及其他の情誼に據つて連結せられたる、英國農村民の全部に對して適用すべく勸誘せんとするものにあらず。所謂『婦人會』の事業に關しては、創始者は言ふに及ばず、恐らくは其の後の擁護者と雖も、未だ曾て想像だに爲さざりし諸種の事業の存在するが如し。蓋し之が將來の事業は、國家改造の必要上決して縮少せらるべきにあらずして、却つて益々擴張せらるべきを要す。然れども學生及一般公務に従事する者の注意に對する『婦人會』の主たる要求は、『婦人會』をして、都會の誘惑に對する防禦策として、農村に於ける共同作業を営ましむる

婦人會と
都會中
防止策

に在り。惟ふに、今にして何等か之れが對應策を講ずるにあらざれば、戦前に於て農村疲弊の原因たりし都會集中の傾向は、今後に於ても、益々増進するの外無かるべく、戦時氣分の興奮及之が消耗は、農村生活をして益々困難ならしむるものと謂ふべし。而かも興奮と消耗との結果は、農村生活の開拓をして國家的改造の第一必要條件たらしむ。此の眞理は、砲彈攻撃に基く損害の問題、又は廢兵の職業復歸問題に對する關係に比して、其の關係する所頗る廣汎なりとす。將來政府が、國民の健康、住宅及安價輸送等に關する方策を實施するに至る迄は、現在の決定的勢力を使用するは、即ち民主主義的國民の當然爲すべき事に屬するものと云ふべきなり。幸にして政府は已に、農村の中心地に於て、醫師の監督の下に行ふべき除隊兵の訓練に關する一種の方策を計畫せり。此の企劃の價值に就ては、何等の論議を要せず。然れども此の重大問題を解決するに於て、斯くの如き一部の援助すら、尙兵士の妻、姉妹及娘等の最善の共同作業を必要とし、若し然らずんば其は遂に目的を達し難かるべし。

新らしき状態に於ては、男子は女子の同情と援助とを以て、男子の必要に應ずるが爲め、爲し得る所を行ふべきと同時に、女子も亦男子の同情と援助とを以て、女子の要求する所に應ずる覺悟を有せざるべからず。蓋し『婦人會』の最大成功の一は、『家庭の束縛を有せる婦人』と雖も、尙克く國家と協力して、有益なる事業を爲し得べきものなりとの事實を、實證するにありとは眞に至言と謂ふべし。戦争の終結は吾人をして、嘗に『家庭の束縛』を受けたる多數者のみならず、家庭を出て、國家の危急に赴きたる者の事をも、考慮せざるべからざるに至らしめたり。

吾人は公平なる人士にして、或種の——殊に屋外に於て作業するが如き種類の——戦時事業が、之に従事せし婦人の上に及ぼし、影響に就て、驚嘆の聲を發するものあるを知れり。特に女子に對し、過重の負擔を與へたる仕事を擧ぐる迄も無く、何人も直に労働者の健康増進に預つて力ありし二種の職業を指示し得べし、即ち自動車の運轉と、農村の労働と是れなり。貧血病に罹れる女

屋外労働
の婦人に
及ぼした
る影響

子の多くが、是等二種の事業に従事せる結果、忽ちにして豊頬肥満となり、従來屋内に於ける生活のみを續けたる時に比し、迫かに佳良なる心身の状態を齎し得たるを見るべし。

改造に關する諸般の施設に對し注意を怠らざりし、世事に長けたる一老園藝師は、此の事實に對し極めて愉快氣に同意して曰く、『然り、戦後男子等の歸來せんか、恐らくは何れの家庭に於ても殺人事件の發生を見るべし』と。之れ即ち已に今日に於ても吾人は、女子にして乗合馬車運轉手、又はエレヴェータ運轉手等の職より去るもの多き事實、並びに各工場及其他の職業に於て、數千人の解備者の發表せらるゝ事實に依り、嘗に男子のみか家庭に歸來するのみならず、女子も亦其の家庭に復歸するもの多きを證するると謂ふを得べし。

吾人は是等の恐るべき戦時の四年間が、男子に對して著しき影響を及ぼしたる事を知れり。蓋し軍務服役は、彼等に甚大なる痛苦を與へしに相違なし。

と雖も、然かも同時に又多數の男子に對し、旅行の最好機會及有力なる智識上の刺戟、及從來未だ會て經驗せざりし成年教育の經驗を得しめたるものと謂ふべし。兵士は決して斷えず戰闘に従事せるに非ず。彼等は恐らくは其の生涯に於て初めて眞に自己を省察するの餘暇を得しならむ。彼等兵士の多くは、戰前に比し適かに進歩せる智識及經驗の所有者として歸來すべし。即ち舊時の生活は、最早到底彼等を満足せしむるに足らざるなり。

而して殆ど凡ての婦人は、何れも男子に於ける此の變化を認むるを得べし。即ち女子も亦新しき刺戟の下に、其の家庭内に於て又は新生の状態の下に家庭外に於て、何等かの職業に従事する時は、殊に彼の女自身も亦以前と同じ者にあらざるを自覺しつゝ、一種の同情を以て此の男子の變化に對應する事を努むべし。一度舊時の寂寞たる茅屋生活より脱したる女子、共同的の仕事に興味を感じたる女子、十分なる賃銀を得たる女子、斷えず彼の女の「優越者」即ち男子が爲すが如く、時に其賭け得たる賃銀を濫費する事あるが如き女子——凡

て是等の女子に取りては歸還せる兵士と等しく、戰前の生活は最早決して舊時の如き快感を與ふるものにあらざるなり。若し是等の人々の間に於ける不満及戰後の復舊に伴ふ困難が、惹いて以て國家將來の荒廢を來し、且つ已に住民の超過せる地方の人口の増大を不可能ならしめむか、其の結果は實に國民の體質上の極端なる衰頹を來すのみならず、やがては其の精神状態をも不良ならしめ、續いて社會制度の紊亂を招致するに至るべきなり。

世人は彼の流行性感冒の流行時季に於て、病原菌が如何なる状態を以て其の病毒を播布するかを考察せば、以て不良なる習慣、不健全なる思想等が、社會に傳播する事の如何に速かなるかを想像し得べし。蓋し吾人は實に群集中に於ける或種の病原菌に接觸するの危険に遭遇するのみならず、一度吾人の接觸せる病原菌は忽ちにして吾人同胞の間に有害なる病毒を傳播するを常とす。即ち吾人は、最も優勢なる自然力は、最も多く行動の自由を有すてふ舊來の智識に加ふるに、更に次の觀念を以てせざるべからず、即ち「不良なる勢

力は、多數人の集合する場所に於ては、最も多く行動の自由を有し且つ其の運動亦最も活潑なり」と。

吾人の社會は、幸にして未だ單に健康、秩序及世界市場に對する其の效果の故を以てのみ農村生活を鼓吹するが如き、絶望的狀態に在るに非ず。然れども無數の男女に對する戦後の計畫が、動もすれば農村生活が人類生活の有らゆる形式中に於て、最も恒久的の利益に富み、且つ最も報酬多きものなる事を實現するの機會無くして行はれんとするを憂慮せざるを得ず。多數者に對する農村生活の利益及報酬に關する此の中心的事實は、今日迄久しく無視せられ居たりき、これ即ち『婦人會』が再び之を世に唱導鼓吹せんと努力しつつある所以なり。

食糧生産、食糧保存、兵士募集及軍事貯金等に關し、『婦人會』の無能なりし事實は暫く之を措きて考ふるに、『婦人會』は農村婦人に對し、共同的作業及共同的娛樂の刺戟(これ從來は彼等自身の農村に缺如せる所なり)を與ふる事

婦人會が
農村婦人に
及ぼし
影響

に與つて力あり。而して斯くの如き共同事業は最も統一し難く而かも殆ど組織的制度の必要を自覺せざるが如き社會の一部に依つて、行はるゝものなる事を記憶せざるべからず。然り、恐らく近代世界に於ては、堅實なる、且つ互に自覺を以て結合せる共同作業に依つてのみ實現し得べき安全なる状態を現出せしめむとする、重大にしてしかも責任多き一大試練を行ふべきは、蓋し此の種混亂極り無き一部の社會に在りて存するなるべし。若し男子の多數が、尙此の根本的の必要に就て知るの必要ありとせば、女子の多數は尙一層其の必要ありと謂はざるべからず、『婦人會』の擁護者たるニューデント・ハリス氏が、年次の例會議に於て最も有効に説述したるが如く、女子が吾人最高の目的たる男女兩性間の共同作業に對し其の力を盡し得る方法としては、女子の間に豫備的共同觀念を奨勵鼓吹するにあり。兩性は先づ別々に適宜の訓練を與へらるべく、之に依り更に有効に且つ窮極に於ては一層圓滿に結合して作業する事を得べし。男子は多年の間、同性たる男子と協議する事に依り、事業

に對する勇氣と訓練とを受くるの利益を得たりしも、之に反し女子は全然單獨なりき。斯くして、女子は永く其の單獨の事業を續けたる結果、其不利益をすら尙一個の誇りとして觀するに慣れたり。即ち「妾等は妾等の事のみを行へば可なり」とは、農村婦人常用の言辭たりしなり。婦人會の理想の根本的成功の原因は、農村の婦人が其の舊來の誇りとせる所は、甚しく危険なるのみならず、個人的にも大に不利益なる事を自覺せる事に在り。蓋し從來の生活は、何等活氣なき沈滞せるものに過ぎざりしなり。

農村婦人が共同作業より利益を得る

共同作業に就ては、農村の婦人は二種の新事實を感知しつゝあり、即ち共同作業の利益と其の快樂と是れなり。

此の種「婦人會」は殆ど民主主義的色彩を有せずと云ふを得べし。其の會員は自治獨立を主義とし、何等宗派的又は政治的差別を認めず、且つ老若、貧富の別、又は智識の有無を問はず、有ゆる階級のものを含むべきものなりとす。會員は凡て一様に一年僅かに二志の會費を納附し、悉く同一の規定に服

婦人會創設の順序引札

豫備會議

役員

從す。各會員が各々協會の爲に盡し、又は協會が各會員の爲に盡力すべき機會は、單に之を與へ又は受くべき個人的勢力に依つてのみ制限せらる。食糧制限令の輕減以來「婦人會」は其の一日の課定の中間時に於て、一般運動談話及喫茶等に二十分内外を費消するの舊習慣を復活せしめたり。「婦人會」を創設するに當り、先づ第一に試むべき方法は、農村及其の附近の地に住せる婦人の間に、説明的の引札を配布するにあり。然る後婦人會の趣旨を討論評議し、且つ其の農村が果して此の施設を試みて可なりや否やを決する爲めの豫備會議を開催す。總會の開設せらるゝに當りては、開會の辭を述ぶる爲め食糧生産局(ヴィクトリア街七十二番)より創立委員(Organizer)を招致すべし。十名の委員を置き各委員は選舉に依り其の役員を定む、即ち總裁、副總裁、書記、及會計これなり。是等の役員は、單に會の創設に關し臨時に其の事務を執る事を得るものとす。彼等は最長一年間の期限を以て其の職務に任じ、且つ秘密投票に依つて選出せらるべきものとす。

總會

婦人會の事務は、主として委員之を執行し、時に副委員之を補佐する事あるべし。故に會員月次總會の實務は、極めて簡略に處理せらるべし。

總會に於ては、議事録の朗讀通告の發送等を行ひ、更に共同作業を要する事に關しては、諸種の意見を徴すべし。會員又は訪問者は、一場の談話を試み又は新聞を朗讀すべく、其の題目は多くは住宅、庭園又は農園經濟の方面に關するものを多しとす。演説及討論の主題は、時に農村に於ける諸種の要求により續いて、文化程度の進みたる一般社會の問題に迄及ぶ事無きにあらず。最近に於て協會本部は、各地支部に對し通告を發し、各支部は各々主として教育及住宅の問題に於て、自ら畫策する所無かるべからざるを注意せり。而して此はやがて有益なる演説と討議とを永く繼續せしむるの原因となれり。予が或協會に於て聽取したる演説中最も有益なりと思惟せるは、一勞働婦人が『妾の欲する小屋』なる題下に行ひたる演説なりき。

月次の事業

月次の事業項目中には、音樂會又は宴會及屢々諸種の展覽會を包含す。而

音樂會
宴會
展覽會

して展覽會は、小屋附屬の庭園に於ける野菜物又は玩具類寧ろ進歩せる工業に屬すの展觀又平易なる縫物又は衣服の修繕等の實演を以てする事を得べく、又或場合に於ては、展觀は演説の一部と爲すを得、例へば蜂巢及其他の附屬材料を用ひて實際的養蜂を説明し、又は聽衆の面前に於て織詰果實の製造を實演し、或は實物教授として、強壯なる仔山羊の一對を用ひて山羊の飼養に關する談話を試みるが如き是れなり。

婦人會に
對する二
把受

或批評家は諸多の方面に於ける『婦人會』活動の狀況を聽き、次の如き危惧の念を有する事を發表せり、即ち(一)是等新なる又擴張せられたる協會の活動は、婦人をして其の家庭を顧慮するの暇無からしむるに至る事。(二)自家撞着に注意せずして新しき興味は戰時事業より婦人を轉職せしむるに至るべき事の二なり。『婦人會』が個人の家庭を援助し、且つ國家を其の未曾有の危機に於て救助せる事の如きは、今日に於ては已に平凡なる經驗に屬すと謂ふべし。

戦時の需要の刺戟により、『婦人會』は食糧生産及食糧經濟の方面に於て、新しき觀念を發達せしめたり。即ち『婦人會』は「飼羊俱樂部」養兔及養豚俱樂部等を創始し且つ之を獎勵せり。

是等は愛蘭人及亞米利加人は之を例外とし世界に於て最も浪費的なる國民の間に發達せる事實なるを注意すべし。而して之は其の用途の如何によりては、缺乏と充實との相違を示すが如き、幾十の些少價物の利用法を進歩せしめたるなり。此の新しき常識の方面に關する實地教授は、殆ど有ゆる婦人會の已に試みつゝある所なりと謂ふべし。吾人は其の一例として、マットロン養豚俱樂部が、戦前に於ては恐らくは浪費の結果廢棄せられたらむが如き種類の食物を集收する爲め、少女案内人を徵募せるの事實を知れり。此の養豚食糧は車輛に載積し、且つ其の地方の大工が特に無料を以て作製せる櫓を以て食糧消費地に運搬せられたり。

世上動もすれば、是等の協會の爲せる事實及其の事實を爲せる精神の目撃

者たる男子が、婦人を援助せる方法以上に、共同的精神の墮落を示すもの無きを附言する者無きにあらざるべし。

サセックスの或る一村落到に於て、或る地主は一婦人會の初めて設立せらるべき最も大切なる時期に於て、其の村の本通りに於ける珈琲店に於て、集會を爲す事を許可せり。又同村に於ては或る一旗亭の主人は、婦人會に對し共同市場の爲に使用すべく自家の物置と中庭とを提供せり。

地方の自轉車及自動車商人も亦相當の便宜を提供せり。

市場向菜園夫は時に貯藏品の不足を補ひ、又販賣後の殘品は處理する事に同意し、且つ決して之が實行を怠る事無かりき。即ち他の方法に於ては到底實行するを得ざるが如き無經驗なる婦人をして、極めて有望なる事業を企圖するを得しむるは、蓋し此の種の後援あるが爲めに外ならざるなり。男子が『婦人會』に對する好意の實例として茲に其の一二を示さんに、サセックス村に於ける地方郵便局長は、養豚俱樂部を維持し且つ自ら其の會計係として執務

婦人會と
農村工業

せり、又今一人の地主は、俱樂部の爲に卸賣の價格を以て食料品を提供したり。現在の農村地方に於ける需要を以てしては、收容し難き過剰人口に對し職業を附與する目的を以て全國婦人會聯合會は、平和の状態に復したる曉に於て、其の農村の工業を最も堅實ならしむべき基礎條件の講究に努力しつつあり。

メーモリス嬢は、農村工業の發達に關しオックスフォードに於ける會議に於いて演説して以て、婦人協會が地方手工業の再興に對し努力せる所多きに就き特に賞讃する所有りき。

婦人會の
國家的事
業

『婦人會』の事業が國家的性質を帶べるものなりとの實證は、改造事務大臣 (Minister of Reconstruction) に對する諮問機關の資格を有する委員に依つて引用せられたり。

其一

該委員は農村婦人協會に關し、ローランド・ウィルキンス嬢より入手せる貴重なる報告、及戰時中其の庭園及貸附地の耕作を獎勵せむが爲に彼等の爲せる

賞讃すべき事業、野菜の蒐集及配布、及共同的農事作業に於ける利益の收得等に對し特殊の注意を拂へり。

更に該報告は、若し豫期の如く戰後に於て小借地及移住計畫の増加ありとせば、婦人會は移住民を満足せしめ、且つ其の計畫を成功せしむる上に於て資する所甚大なるを得べしとの意を附言せり。

其二

ウォルセスターシャーに於ては、協會に於ける共同作業の結果、地方市場經營 (Country market scheme) は五週間に於て、其の賣上高一週に付き一五〇磅より一〇〇〇磅に増加するの成績を挙げ得たり。

其三

更に農務院議事録に依つて發表せられたるハドゥ嬢の報告書より引用せむに、

クリッシー嬢婦人會に於ては、共同生産及共同市場は、創設後一九一七年三月より一九一八年二月の間に於て、二〇〇〇磅以上の賣上高を得たるが如き大成功を納め得たり。靴縫業、敷物製造業及腐敗せる馬鈴薯より糊を製

造する事業は、恐らくは一時的の工業の中に數へらるべし、然れども現在に於ては満足に經營せらるゝ事を失はず。

多數の果實栽培者の住する或る地方に於ては、協會の總裁は自家の厨房及食鍋を會員に貸與し、又協會は果實を賣らむと欲する者より時價を以て購入し、更に砂糖に關しては食糧管理局より其の許可を得たり。容器たる罐は近隣の家より之を借用せり、而して此の年八月の頃には二千七百磅のジャムを製造し、先づ協會々員に之を販賣し（一人六磅宛と規定せらるゝ）更に一般公衆に對して之を販賣せり。果實は其の儘にて遠方のジャム製造場に轉送せらるゝの價値無きを以て、若し婦人協會の事業に依るにあらずんば、ジャムとして保存せらるゝ代りに、徒らに浪費せらるゝか又は生のまゝにて消費せられたりしならむ。

農務及水産院の永久書記たるサーダニエル・ホール氏は一九一八年五月發行の回狀に於て、英蘭及威爾斯の地方教育當局者に向つて説述して曰はく

其四

プロセロ氏の意見に依れば、戦争の刺戟に依る農村の發達に關する諸種の新施設中、一般農業及食糧生産運動に關する活動的の婦人團體として、將來益々進歩發達の見込あるものは極めて少なし。『婦人會』は其の設立せらるゝ以上、新進の精神を保存するの手段と、並びに新なる方面に向つて其を擴張するの手段とを具備せざるべからず、然れどもプロセロ氏が、彼等は殊に教育當局者の保護及同情に値すべきものなりと思惟するは、蓋し農業に従事する男子及小兒並びに女子及小女の教育に對する一個の有力なる刺戟としての意味なるを記憶せざるべからず。此の必然的に不完全なる記録は、當然ワシントンなる。全國軍用菜園委員書記の倫敦に到着すべきを豫期せしめたり。

即ち休戰條約調印後正しく七週間に於て、此の使は、『英國に於ては食糧供給の増大を目的とする庭園の耕作に關しては、如何なる方法を講じつゝある

かを研究せむが爲に」我が英國に來朝せむとす。

(米國の使者は曰はく)一九一九年に於ける合衆國の戰捷菜園は、やがて從來の戰時菜園の數を凌駕すべきを希望す。予が英國に來訪せるは、此の事業に關し如何なる方法施設の行はれつゝあるかを確め且つ合衆國に於て已に行ひつゝある事業を、如何にして改良すべきかを學ばむが爲に外ならず。吾人は已に英本國に於ては、國內食糧の供給を潤澤ならしむる爲には、極めて満足すべき結果の達成せられたる事を知れり。吾人は亦此の結果の背後に、必ずや愛國の至情の潜在するあり、以て此の利益を招來せるものなるを知る。吾人は實に如何にして此の事業の行はれつゝあるかを知らむと欲するものなり。

吾人は米國の利益の爲め、此の訪問者が我が『婦人會』の眞價を窮むる事無くして歸國するが如き事無からんを希望す。此の使者にして一度英國に於ける『婦人會』の眞價を認めむか、彼は必ずやワット夫人を彼の國に招致し、

農村的な慰
安對する
婦人會の
社會生活
に對する
態度
音樂會交
舞踏學校

以て婦人會發生の地たる米大陸に於ける婦人會の爲めに、彼の女をして我が英國に於て發露せるが如き精力を傾倒せしむべく有力なる盡力を試みるべし。『婦人會』の實際的の事業獎勵の結果過度の發達を來し、爲めに其の實際的及功利的方面に於て、却つて自滅的の現象を呈するの傾向を増進せしめざらむが爲め、吾人は其の事業計畫中の慰安的方面の進歩發達を主張せんとす。都會生活に依つて育くまらるべき、身體上並びに社會的及政治的害惡を自覺せる人々は、農村生活が必ずしも婦人及小兒に取りて殊に然りしが如く、無味乾燥なるものに非ざるを認め得べし。然れども一般に都會に於ける刺戟過多の爲に社會が困むと等しく、農村に於ては刺戟の過少なるが爲に苦む事多し。冷酷なる功利主義の徒と雖も、科學的實證の今日に於ては、過長なる勞働時間は生産力を阻害し、且つ休養の不足は銳氣を鈍らし活力を弱むるものなる事を知るべきは、爰に更めて考ふるの必要なかるべし。

音樂會に於て爲さるゝが如き種類の休養は、多くは其の指導者と機關とを

要す。此の方面に於ては、從來女子に對する何等の施設を見ざりき。

是に於て善良なる種類の休養を得ること能はざる結果、活氣あり刺戟を好むが如きものは當然不良なる娛樂に赴くに至れり。農村婦人及少女等に對し、慰安を與ふる事に助力し得べくして、而かも未だ之を試みざるが如き傍觀者は、此の悲劇的影響に對して、何等の責任無しと謂ふべからず。而かも新に目覺めたる婦人會の理想を以てすら、僅かに此の要求の一端を達成せるに過ぎず。婦人會は必要上よりして、危機に際してその有能なる事を證する事に努めたりき。例へば彼等は陸兵を募集する事に助力せるのみならず、農村の子女をして、新しき仕事に従事せしめむが爲め、極めて孤獨なる状態の下に殘したるが如き實例は其の幾度なるかを知らざるなり。是は即ち主として、社會の有らゆる方面に於ける新しき現象と、勞働過度に歸因せるものならずんばならず。多數の軍隊及其の他幾多の完全なる健康と相當の餘暇を有する戦時職工の解放と共にやがて婦人會の生活中、休養に關する方面に於ては、恐

らくは多くの新しき影響を受くるに至るべきか。予の知れる或る協會は、其實際的事業に依り其の勳功を表彰せられたりき。然かも予は其の最も有望なる貢獻が第一、月次の會合の社交的の方面第二、其が鼓吹し創始したる娛樂及第三、其が望を屬せる舞踏學校の施設等に在る事を知れり。

エクザベス・ロピンス

大正八年十一月十五日印刷
大正八年十一月十八日發行

內務省地方局

印刷者

小川邦孝

東京市京橋區瀧山町七番地

印刷所

東京製本合資會社

東京市京橋區瀧山町七番地

電話新橋 七九五番
七九六番
七九七番

振替口座東京 一七、六九八番

326
211

大正八年十一月十五日發行
大正八年十一月十五日印刷

內容表

印刷部

小

中

大

本

印刷部

本

分

會

館

東京印刷部
東京印刷部
東京印刷部
東京印刷部
東京印刷部
東京印刷部
東京印刷部
東京印刷部
東京印刷部
東京印刷部

326
211

終